

総務常任委員会会議録			
日 時	令和5年12月19日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時09分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説 明 員	総務・財政・教育各部長、消防長、固定資産評価委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時01分

再開 午後1時08分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「固定資産評価審査決定取消請求控訴事件について」

○固定資産評価審査委員会事務局長

固定資産評価審査決定取消請求控訴事件について報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 事件の概要」といたしましては、原告は、平成30年9月に公売で取得した本件家屋の令和3年度土地・家屋課税台帳に登録された価格が高過ぎるとして、令和3年5月27日付で小樽市固定資産評価審査委員会に審査申出をしたところ、令和4年3月8日付で、審査委員会は、当該登録価格は適正として、審査申出を棄却する決定をいたしました。

原告は、この決定を不服として、令和4年5月27日付で、この決定のうち、3,900万円を超える部分を取り消すことを求める訴状を札幌地方裁判所に提出いたしました。

そして、本年10月4日に、本件家屋の登録価格は、固定資産評価基準に定める損耗減点補正率を適用しなかったため、違法であるとして、審査委員会の決定を取り消す。訴訟費用は、被告の負担とするとの判決が言い渡されました。

本市は、この判決を不服として、本年10月17日付で控訴いたしました。

「4 控訴の理由（概略）」といたしましては、原審判決は、家屋の評価に際し、経年減点補正率、損耗減点補正率のいずれを適用すべきかは、当該家屋の損耗の程度が通常の維持管理を行う場合の損耗の程度を明らかに超える程度に至っているか否かをもって区分されるものとしているが、全国的に統一基準を設けることを目的として作成された固定資産評価基準が、損耗の程度を目安とするような不明確かつ曖昧な適用基準を定めたものとは到底考え難く、損耗減点補正率は、当該家屋に天災、火災に類するような家屋の価値に重大な影響を及ぼす特別な事情が存在する場合に限って適用されるものであり、原審判決は、解釈を誤ったものと言わざるを得ない。また、本件家屋の損耗の程度は、経過年数に照らして相応のものであるため、原審判決の解釈を前提としても、損耗減点補正率を適用する状況にはないとしております。

「5 第1回口頭弁論期日」は、令和6年1月17日となっております。

○委員長

「小樽市自治体DXに関する全体方針」の策定について」

○（総務）デジタル推進室今井主幹

小樽市自治体DXに関する全体方針の策定について御報告いたします。

令和5年第3回定例会総務常任委員会におきまして、小樽市自治体DXに関する全体方針（案）及びパブリックコメントの実施について御報告したところですが、その後、9月21日から10月20日までパブリックコメントを実施し、11月20日の第3回デジタル行政推進本部会議における審議を経て、小樽市自治体DXに関する全体方針を策定いたしました。

なお、全体方針案に対するパブリックコメントですが、3名の方と1団体から42件の御意見を受け、本方針の位置づけにDX推進のビジョンとして策定していることについての説明を追加したほか、表記揺れなどの修正など、合わせて6件の見直しを行いました。

このほか、取組に関する個別、具体的な御意見もございましたが、この全体方針は本市のDX推進のビジョンとして策定しており、各取組の詳細は今後の検討事項としているため、今後の取組の参考とさせていただくところです。今後、この全体方針に基づき、各取組を進めてまいります。

○委員長

「第7次小樽市総合計画の中間見直しに係る経過報告について」

「第7次小樽市総合計画の進捗状況について」

「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の進捗状況について」

○（総務）企画政策室谷守主幹

第7次小樽市総合計画の中間見直しに係る取組経過と今後の予定につきまして、資料はございませんが御報告いたします。

8月31日付で小樽市総合計画審議会に諮問しておりました基本構想改訂原案に対し、11月30日付で答申がございましたので、同日、各議員へ配付したところでございます。

今後、この答申と9月に実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、庁内で検討を進めまして、令和6年第1回定例会において基本構想の変更の議案を提出する予定です。

また、基本計画の改定につきましては、今後、庁内作業を進めていき、来年の夏頃に原案を審議会へ諮問し、令和6年第4回定例会にて最終案を御報告できるよう進めていく予定でございます。

続きまして、第7次小樽市総合計画の進捗状況について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

総合計画の進捗状況について、計画において設定した指標の動きと令和4年度決算の支出状況を取りまとめました。

初めに、「1 各分野の指標数値の変動状況」では、計画に設定されております指標の数値のうち、今年度、新たに確認し、前回数値との比較ができた179の指標数値の変動状況について、分野ごとに示しております。

来年度にかけて実施中の総合計画の中間見直しでは、指標の目標値も見直しの対象としておりますため、進捗状況の確認において目標値は用いず、前回との比較により確認をすることとし、一般的な指標では、前回から数値が増加していれば前進、減少していれば後退、変動はなければ横ばいとして区分しております。ただし、指標の目標値が数値減少を目指すものである場合には、その逆としております。

表内の概要欄には、分野ごとに前進や後退の主な指標の例を挙げるとともに、当該分野全体としての指標の変動状況の概要を記載しております。

なお、各指標の数値の詳細につきましては、資料2ページ以降に記載してございます。

次に、「2 支出額の内訳」では、令和4年度決算における一般会計及び特別会計の歳出額と企業会計の支出額の合計1,211億円余りについてテーマごとに示しております。

なお、上記以外のその他経費につきましては、市債の償還金や人件費といった管理経費などを計上しているところでございます。これらの確認結果につきましては、資料にはございませんが、今後、市のホームページで公表す

るとともに、広報おたる1月号にダイジェスト版を掲載するという事で準備を進めております。

続きまして、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の進捗状況について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

本計画は、本市の持続的発展のため、基本目標を転出の抑制と転入の増加による「社会減の抑制」と掲げまして、実施すべき12の事項について、総合計画の体系と結びつけるとともに、事項ごとに対策や関連する小樽市総合計画上の指標、事業計画などを掲載しております。この計画の進捗状況について、基本目標の達成状況の評価を行うとともに、指標の動きと本計画の推進に要した支出の状況を取りまとめました。

初めに、「1 基本目標の達成状況」についてでございますが、指標の一つである「転出超過数」は、基準値としている平成21年から30年までの平均825人に対し、計画を策定した令和3年以降の実績では200人台ないし400人台へと減少しておりますことから、目標としている社会減の抑制の方向に進んでいることが認められるものと考えております。

一方で、いまだ転出超過の状況にございますことから、今後とも各分野の取組を通じ、社会減の抑制に努める必要があるものと考えております。

次に、「2 各事項の指標数値の変動状況」では、先ほど御報告申し上げた総合計画の進捗状況と同様に、過疎計画上の指標のうち、前回数値との比較ができた34の指標数値の変動状況について示しております。

なお、各指標数値の詳細につきましては、資料の3ページ以降に記載しております。

次に、「3 本計画の推進に要した支出額の内訳」では、事業計画に掲載している事業について、実施すべき12の事項ごとに令和4年度の歳出決算額を取りまとめており、本計画に掲載された事業の決算額は、総額で153億8,300万円となっております。

これらの確認結果につきましても、今後、市のホームページにおいて公表することで準備を進めております。

○委員長

「小樽市自治基本条例の見直しの検討状況について」

○（総務）企画政策室藤本主幹

小樽市自治基本条例の見直しの検討状況について、資料はございませんが御報告いたします。

令和5年7月7日付の小樽市自治基本条例検討委員会への諮問に対し、11月29日付で答申があり、同日、各議員の皆様に配付させていただいたところです。

今後、この答申を踏まえて庁内で検討を進め、条例の改正の必要性について最終的な判断をまいります。

なお、検討結果につきましては、令和6年第1回定例会総務常任委員会において報告するとともに、条例改正を行うと判断した場合には、令和6年第2回定例会以降に提案する予定です。

○委員長

「令和5年度小樽市総合教育会議の開催について」

○（総務）企画政策室島谷主幹

令和5年度小樽市総合教育会議の開催につきまして御報告いたします。

小樽市総合教育会議は、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、平成27年度より開催しております。今年度につきましては、11月6日、小樽市役所庁舎内で1名の傍聴者の下、開催しております。

議題につきましては、健康対策について、教員の働き方改革について、学力向上対策について、学校給食費についての四つを議題として、市長、教育長のほか4名の教育委員により議論したところです。

議論内容等につきましては、小樽市ホームページに掲載を予定しております。

○委員長

「小樽市新総合体育館基本計画の策定について」

○（教育）近藤主幹

小樽市新総合体育館基本計画の策定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 小樽市新総合体育館整備検討委員会の開催状況について（第5回以降）」ですが、今回は、第5回以降の開催状況について御報告させていただきます。

まず、第5回小樽市新総合体育館整備検討委員会につきましては、令和5年10月19日に開催しております。

協議事項としましては、施設計画についてということで、この項目で最後に残っていた省エネ・再エネ設備についてと事業計画についてということで、概算事業費と事業スケジュールについて協議しております。

第5回での委員の皆様の主な御意見につきましては、まず省エネ・再エネに関しまして、イニシャルコストは補助金等があるがランニングコストは市の全額負担であるので、その点を考慮し、省エネ・再エネ施設を導入すべきといった御意見があり、事業計画に関しましては、P P P / P F I 手法でも従来手法とスケジュールにそれほど差がないようだが、供用開始を待っている方がいるのでスムーズに事業を進めてほしいといった御意見がございました。

次に、第6回小樽市新総合体育館整備検討委員会につきましては、令和5年11月29日に開催しております。

協議事項といたしましては、これまでの協議内容を取りまとめた、小樽市新総合体育館基本計画（案）について協議し、御承認をいただきました。

続きまして、「2 小樽市新総合体育館基本計画案について」ですが、ただいま述べましたとおり、第6回検討委員会で御承認いただき、検討委員会としての案が取りまとまりましたので御報告いたします。

第6回検討委員会における委員の皆様の主な御意見につきましては、新たに整備する駐車場は公園駐車場とのことであるが、利便性の観点からできるだけ多くの駐車場を確保すべきといった御意見や、セキュリティ計画についても今後しっかり検討してほしいといった御意見、事業費の財源については将来の世代に負担を強いることがないよう検討してほしいといった御意見、今回の計画には記載されていないが、トイレの設置位置、安全性、それから、チャイルドシートの設置等といったことについても配慮してほしいといった御意見がございました。

基本計画案につきましては別紙のとおりですが、過日お時間をいただき御説明したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、「3 今後のスケジュールについて」ですが、本基本計画（案）につきましては、まず令和5年12月27日水曜日から令和6年1月25日木曜日までにパブリックコメントを実施する予定でございます。また、1月18日木曜日には、小樽市民会館会議室において市民説明会も予定しております。

その後につきましては、2月に第7回小樽市新総合体育館整備検討委員会を開催し、パブリックコメント等の意見を踏まえた基本計画修正案について協議いたします。その後は、この検討委員会の最終案を受けて、最終的には教育委員会において小樽市新総合体育館基本計画を議決する予定でございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第9号について」

「議案第11号について」

○（総務）職員課長

議案第9号及び議案第11号について御説明いたします。

初めに、議案第9号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、庁内を横断した総合的な政策

形成機能を強化することと、市民との協働や民間事業者等との連携を強化することを目的に、令和6年度から総合政策部を新設することに伴い、部の事務分掌を整理するため、小樽市事務分掌条例を一部改正するほか、総合政策部の新設に伴い、審議会等の庶務をつかさどる部に変更があることによる関係条例の整備として、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例と小樽市自治基本条例検討委員会条例を一部改正するものであります。

なお、施行期日は令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第11号小樽市旅費条例の一部を改正する条例案につきましては、赴任旅費の支給対象である新たに採用された職員を実態に合わせ、「本市の要請により、国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて本市職員となった者」などに限ることを明確にするほか、文言整理など所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第18号について」

○（消防）予防課長

議案第18号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案につきましては、本年5月に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことを踏まえ、脱炭素社会の実現等に向け、今後さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるリチウムイオン電池などの蓄電池について、その種別や安全性に応じた内容となるよう、規制対象となる単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に変更するとともに、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので、消防庁長官が別に定める出火防止措置が講じられたものを規制の対象外とするなど、蓄電池設備に係る基準の見直しを行うものであります。

また、固体燃料を使用する厨房設備については、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、新たに離隔距離を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、令和6年1月1日からとするものであります。

○委員長

「議案第22号について」

○松井委員

提案者を代表して、議案第22号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

ウクライナやガザなどで核兵器の使用と威嚇の危険が高まる中、11月27日から12月1日まで核兵器禁止条約の第2回締約国会議が国連本部で開かれました。メキシコのフアン・ラモン・デラフエンテ議長は、今、私たちは受け身で沈黙しているわけにはいかない。核兵器による脅威は現実であり、だからこそ強いメッセージを伝える必要がある。今こそ、この世界に核兵器は要らないと言うべきときだと言いました。そして、会議で採択された政治宣言は、核抑止論に対し、核兵器が平和と安全を守るところか、強制、脅迫、緊張の高まりにつながる政治手段となっていると痛切に批判しました。

しかし、橋渡しになると言いながら、核保有国に付度し、核兵器廃絶に真剣に向き合おうとしない日本の政府は、会議へのオブザーバー参加すらせず、対話や議論を拒否する恥ずべき態度を取り続けています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が禁止条約に参加せず、核兵器廃絶の先頭に立てないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起し、日本政府に働きかける必要があります。

小樽市は1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。小樽港の軍事利用、核兵器持込みを許さないためにも、核兵器廃絶の運動を進めるためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

この際、委員として質問いたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

自民党。

○松岩委員

◎陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方について

それでは、初めに、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方について確認したいと思います。

資料要求しております、本市の学校給食費の状況について御説明願います。

○（教育）学校給食センター所長

本市の学校給食費の状況について御説明します。

学校給食費の保護者負担額につきましては、小学校1年生から3年生が月額4,150円、小学校4年生から6年生が月額4,250円、中学校1年生から2年生が月額5,060円、中学校3年生が月額4,930円で、年額は、これら月額を12倍した額になります。

また、就学援助及び生活保護受給者は、全額公費負担しております。

なお、令和4年度、5年度は臨時交付金を活用し、月額の保護者負担額を据え置き、4か月分を無償化しましたので、保護者負担は8か月分となっております。

○松岩委員

仮に全面無償化する場合、費用と財政上の課題についてお聞かせください。

○（教育）学校給食センター所長

全面無償化する場合の費用につきましては、現状の児童・生徒数や物価高騰分を含め試算しますと約2億8,500万円となります。

財政上の課題につきましては、毎年継続して約2億8,500万円という多額の財源を、現状においては一般会計で賄わなければならないこと、また、物価高騰により給食費を値上げする場合は、さらに財政負担が増えることが挙げられます。

○松岩委員

それから、全額は難しくとも、例えばコロナ禍で行った数か月の一部補助だとか、値下げの可能性についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

給食費の無償化や一部補助につきましては、先ほども述べたとおり、令和4年度、5年度は、物価高騰分を補助することで月額の保護者負担を据え置き、4か月分の無償化を実施し、これらは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用させてもらいました。また、値下げの可能性につきましては、現状の物価状況を踏まえますと、なかなか難しいものと考えております。

これら多額の費用がかかりますので、一般財源で賄うことは大変、難しいものというふうに考えてございます。

○松岩委員

本来であれば、値段を据え置いていることが実質値下げしているような状況なので、市の負担がだんだん増えているという状況も確認できました。

それから、国や道への要望の活動状況についてもお聞かせください。

○（教育）学校給食センター所長

給食費の無償化についての要望活動でございますが、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じまして、無償化の財源措置について国に要望しているところでございます。

○松岩委員

陳情の内容は理想的ではありますが、現実的な課題も解決しながら前に進めなければいけないと思いますので、会派としましては、引き続き研究してまいりたいと思います。

◎バス通学費助成制度について

続きまして、バス通学助成制度についてでございます。

バス通学助成制度を利用しました、令和5年度の児童・生徒数の割合についてお示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和5年度のバス通学助成制度を利用した児童・生徒とその割合につきましては、小学生が23人、中学生が150人で、全児童・生徒に対する割合は、小学生が0.6%、中学生が7.0%となっております。

○松岩委員

そして、今回、資料要求いたしました、自費通学している生徒数は、前回の議会で伺った際は把握していないということでしたが今回、調べていただいたようなので、その内容について説明してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

お配りいたしました資料、「バス通学児童生徒一覧（学校別）」を御覧ください。

こちらは、市内学校ごとのバス通学している児童・生徒で、バス通学助成対象者と自費通学者の人数を示したものです。一番下、合計部分ですが、小・中学校合わせて助成対象者が173人となっており、内訳は小学生が23人、中学生が150人となっております。

自費通学者は小・中学校合計で49人となっており、内訳は小学生が32人、中学生が17人となっております。全児童・生徒数5,826人中、バス助成対象者が173人、自費通学者が49人の合計222人がバス通学をしているという結果を表しております。

○松岩委員

まず、この調査はどのように行ったのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

調査は、市内小・中学校宛てに通学方法に関する調査票を配布しまして、各学校からの回答を回収後、市教委で集計を行ったものです。

○松岩委員

これについては今後、毎年継続して調査を行うのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

通学の状況につきましては、各学校において把握しておりますが、市教委でも参考として、毎年継続して把握していきたいと考えております。

○松岩委員

今回、調査していただきました人数につきましては、年間を通して自費通学をしているのか、例えば、雨の日や冬期間だけバスを利用しているのか、分かればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

自費通学者の中には、雨の日や冬期間など期間を限定してバスを利用している児童・生徒もいると考えられますが、どれくらいの頻度でバスを使用しているかまでは把握できておりません。

○松岩委員

それで、自費通学者は、具体的にどのぐらいの費用を負担していると考えられるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

自費通学の児童・生徒の費用負担は利用頻度によって異なってきますが、通年利用した場合の一例として、令和5年度は、実日数定期券を使用し、片道120円区間を利用した場合は、小学生が3万1,460円となり、同じく実日数定期券を使用し、片道240円の区間を利用した場合は、中学生が6万2,410円程度負担しているものと考えております。

○松岩委員

今、人数を掛け算すると、合計、小学生で100万円程度、中学生で106万円程度になるということなのですが、この制度は国の基準を適用しているという理由で、市で事業の在り方を再検討するのは難しく、今後は国や道に対して財政措置を求めているということで御答弁されているのですけれども、それはそれで、もちろん引き続き行っていただきたいのですが、その間に、子育てに手厚い小樽市として、自費で通学されている児童・生徒に対して、独自に財源措置をしてほしいと私は思っているのですが、教育部長、見解はいかがでしょうか。

○教育部長

助成制度ですので、助成を行う場合には一定のルールが必要でございます。本市では、バス通学児童・生徒に係る通学費助成事業実施要綱を設けまして、これまでも一定の条件の下で通学助成を行ってございます。本市は、国が定める豪雪地帯の基準を適用し、通学距離が、小学生2キロメートル以上、中学生3キロメートル以上を対象としてございます。

道内他都市から聞きましたところ、札幌市が本市と同じ、小学生2キロメートル以上、中学生3キロメートル以上で、旭川市、苫小牧市、北見市は、小学生4キロメートル以上、中学生6キロメートル以上、旭川市は11月から3月までの期間、北見市は実費の2分の1を助成、さらに函館市、帯広市、釧路市、江別市は、助成制度がないと聞いております。

本助成制度の再検討につきましては、財源の課題のほか、助成事業ということから一定のルールが必要であり、何メートル緩和するというやり方では、やはり境界線の内側の方が満足しないということも考えられますし、それでは全ての方に助成するとなりますと、短い距離でもバスに乗車する方もいるかもしれないというふうに考えます。

子供たちの体力向上に関して、できる限り徒歩で通学してもらいたいということも考えておりますし、そうしたことから、現状では、通学距離の見直しについて検討することは難しいものと考えており、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、国や道に対して、北海道の地域性に配慮した新たな補助制度の創設などについて要望を行っているところでありまして、市教委では、独自の財源措置の考え方は現在、持っておりません。

○松岩委員

今の答弁をまとめると、私の理解では、小樽市は他都市に比べれば、これについては手厚い自治体であると。さらに財源の課題はさることながら、基準を明確に設けることが極めて難しい。なので、今のところは、市教委では事業について考えていないということでした。

おっしゃることはよく分かります。もちろん、これが今すぐに、はい、分かりましたというふうにはいかないというのは分かるのですけれども、では、これについては、今後どのような場で検討されるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長

どのような場で検討ということなのですけれども、繰り返しになりますが、松岩委員の子供に対しての思いというのは分かりますけれども、我々の今までの検討過程の中でも、課題ということでは思っていますので、それを解決するためには、やはり国で制度創出等の必要性があるだろうということで、引き続き、国、道を通じて要望してまいりたいというふうに考えております。

○松岩委員

49名が自費通学ということでしたが、この49名の方々から御要望が出た場合は、検討はしていただけるのでしょうか。

○教育部長

繰り返しになりますが、やはり要望があったからといっても市内の子供が学校に通学することは誰しもが同じ要件でございます。その中の距離を一定のルールということで構えていますので、要望があったからすぐに対応できるというものではないというふうに考えてございます。

○松岩委員

道路の状況、信号機がある、歩道がある、除雪が行き届いているだとか地域の事情も違います。これについては、引き続き私が責任を持って議論を進めていきたいと思います。

◎新総合体育館について

このたび、小樽市新総合体育館基本計画（案）が示されて、今後パブリックコメントを経て計画が決定し、想定事業スケジュールによると来年4月より事業者の選定が始まるとのことです。

改選前の令和4年第4回定例会で、我が会派は、室内プールを併設した体育館を設置する計画に賛同しております。しかしながら、建設費に関する費用の増額、計画内容が具体的になるにつれて、多くの市民の賛否の声が寄せられているところでございます。

賛成する市民は、使い勝手が悪く中途半端で不便な施設とならないように、より充実したものにしてほしい旨の意見。一方で、反対する市民には、人口減少を踏まえ、過大な施設でランニングコストが多く、将来の負の遺産とならぬようにしてほしい旨の意見が寄せられています。また、子供、若者、子育て世代からは、プールについて、利用の予定がある方からは賛成、利用するつもりがない方からは反対の声が寄せられています。

行政が主導する大型公共施設は、計画から完成まで十数年かかり、計画段階と完成段階、また、その後利用されている段階と市民の状況も大きく変わります。

話は変わりますが、今年は小樽運河が完成して、12月27日で100周年です。役目を終えた小樽運河はヘドロと悪臭が立ち込め、昭和41年に運河を埋め立てて道道臨港線を建設する都市計画が決定しました。実際に工事が始まり、有幌地区の倉庫群の取壊しが進むと危機感を持った市民たちが立ち上がり、昭和48年12月4日、小樽運河を守る会が結成されました。今年は運河保存運動の開始から50年の節目にも当たります。その後、若い世代の参加もあり、市民の間で運動が広がり、十数年に及ぶ論争の末、運河の一部が埋め立てられ、散策路が整備され、現在の小樽運河に生まれ変わった歴史がございます。

これらを踏まえて、多くの市民が納得し、利用される施設となるように、しっかりと議論を深めてまいりたいと思います。

加えて、新総合体育館の計画については、市民の関心が非常に高いため、これまで議論されてきた内容を改めて確認する意味でも、既に議論された内容を質問する場合がございますので御理解いただきたいと思います。

初めに、11月27日に小樽運河100年プロジェクト実行委員会の皆様が、市議会議員との新総合体育館についての意見交換会を主催されました。市の担当者にもオブザーバーとして参加の御案内があり、出席される予定だったが、前の週の金曜日の夜に急遽欠席の連絡があったとのことですが、どのような事情でそのようなになったのか、経緯を

説明していただきたいと思います。

○（教育）近藤主幹

そういった会がございまして御案内をいただき、当初参加しようかということも検討したのですが、いろいろ内部でも話をした中で、その後に議員の皆様への勉強会といった企画もございまして、まだこの時期に特定の団体の皆様に基本計画の話をするのは、あまりそぐわないのではないかという議論がありまして、その結果、最終的には欠席させていただきました。

○松岩委員

その勉強会を理由に欠席したということなのですが、勉強会で新しい内容が議員に周知される前に、市民に対して周知するのはよくないのではないかという話なのですが、それを言うか言わないかは出席される職員のさじ加減だと思いますので、その理由は当たらないと思います。

金曜日の夜に、いわゆるドタキャンです。そうされたということで、実行委員会の皆さんも大変困惑されていました。それについて、市から御説明はされたのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

団体の方々に私から何か説明したかというふうな質問かと思うのですが、そういう意味では、窓口となっている方には大変申し訳ないということをお話しさせていただきましたけれども、団体に対して私が何かの説明といったことはしておりません。

○松岩委員

確認ですが、欠席の判断は教育部でされたのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

そういう判断でよろしいと思います。

○松岩委員

当初出席されることも、教育部として出席されるということで判断されたのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

当初は私の判断でございました。それから、最終的には出席するということは上司にも報告いたしましたので、最終的な判断は組織としてということになります。

○松岩委員

最初は教育部として行くことを判断して、途中で話が変わったということですが、そこに何の変化があったのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

今のことは違ひまして、最初は私の判断でございました。それから、上司とも相談した上で、最終的には組織としての判断でございます。

○松岩委員

今後、市民が新総合体育館の勉強会などを実施する際に、市の担当者をお呼びして状況を聞き取ることや質疑応答を望んで参加をお願いされる場合もあるかと思いますが、これについては、実施団体の状況だとか職員の勤務状況にもよりますけれども、当然、断る理由というのはなくて、多くの市民の皆様に理解と賛同が得られる施設となるように、可能な限り積極的に出向いていかれるものだと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○（教育）近藤主幹

先ほどお話しさせていただいたのですが、これから令和6年1月18日には市民説明会というのをを行う予定でございます。基本的には、今の時点でそういったお申出がある方は説明会に参加していただきたいということになります。それが終わった後に、さらにお勉強がしたいという方々があって要請があれば、それはケース・バイ・

ケースでそれぞれ判断していきたいと思います。

○松岩委員

それでは、本基本計画では、先に策定した小樽市総合体育館基本構想を踏まえ、新総合体育館の配置、平面、構造、設備計画などを取りまとめることを目的としているとありますが、詳細な内容は変更となる可能性があるというような表記があります。

この変更とは、どのような内容なのでしょう。

○（教育）近藤主幹

現時点でこういったものがあるのかは想定できないのですが、あくまで想定で言えば、例えば設計段階において計画どおりに進めることができなくなってしまうとか、もしくは逆に、事業者からよりよい代替案が出てくるとか、付加機能が提案されとかといった前向きな意見を採用するといったケースもありますので、そういったことで内容に変更が生じる可能性があると考えてございます。

○松岩委員

建物内の配置計画にも同様に、諸室の配置は現時点のイメージであり、計画段階で変更になることもあるということが表記されておりますけれども、どの程度、変更になることがあり得るのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

配置計画につきましては、基本的な部分につきましては変えるつもりはないのですが、先ほど申し上げましたとおり、設計の段階で、例えば部屋の規模ですとか、もしくは小さな諸室の場所の入替えといったことは想定されるのかと考えてございます。

○松岩委員

市民より、ランニングコースは、小樽市の地形を生かして遠く海が見えるような窓ガラス沿いに設置してほしい旨の要望が多く寄せられておりますが、実現することは、現在の計画案で物理的に可能でしょうか。

○（教育）近藤主幹

実際に3Dなどでシミュレーションしたわけではないのですが、やはり現在の平面図からいきますと、海側の景色をランニングコースから見るといのは、ランニングコースが一番奥のアリーナの外周になりますので北側が見えない状況になるのかと思いますので、海は難しいのかと思うのが一つと、また、アリーナは太陽光が入ると競技に支障を来すということで、競技団体の方からも、あまり窓を設置しないでほしいという意見も結構ございますので、窓自体を設置することも少し難しい可能性もございます。

ただ、そういった意見が多くあるのであれば、御要望としては承りたいと考えてございます。

○松岩委員

それから、体育館やプールの建設には反対であるものの、新総合体育館は防災拠点になるということで賛成されたという市民の方がいらっしゃいます。

防災拠点としては、災害時の備蓄品の整備のほかにもどのような機能があるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

備品の備蓄、そのほかには、例えばコージェネレーション、太陽光といったものを採用する方向で考えているのですが、コージェネレーションであれば電源喪失時も自家発電ができるということで非常に心強いシステムになると思いますし、太陽光も同じく、日中だけですけれども電源を確保できるということになります。

また、そのほかにも構造上、強いものにする、それから、物資を運び込むものですから、床もある程度、荷重に耐えられるものにするとかといった具体的な構造的な部分でも強靱なものにしていくということを想定しております。

○松岩委員

数年前、総務常任委員会で新潟県長岡市に視察に伺った際に、例えば、その施設のプールの水は、災害時にトイレの排水に使えるとか、次に、プールに入れる水はそのまま水道水として飲み水としても使えると、例えばそのような施設がありました。

現段階の事業計画案にはないけれども、そのような防災設備、災害時の設備というのは、今後、足されていくのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

プールの水の利用に関しましては、災害対策室とも協議したのですが、実際に水の循環の量などを考えますと飲み水に、水の使用量を今の高島小学校温水プールでどのぐらいの率でその水が入れ替わるのかなどといったこともシミュレーションしたのですが、実際には、なかなか飲み水として使用するには品質が落ちてしまうので難しいという結論が出ております。そういった意味では、飲み水の利用というのは、当初は考えたのですが、断念したといった経過がございます。

ただ、プールの水を消防の消火水に使うということは今、考えておりますので、そういった意味では利用はする予定でございます。

○松岩委員

それから、フォークリフトの乗り入れを想定しないということはどういうことでしょうか。

○（教育）近藤主幹

場合によっては、大災害時とかにアリーナへ物資を運び込む場合に、外から直接フォークリフトを乗り入れて物資をアリーナ内に搬入するということも自治体によっては考えたりしているのですが、その部分につきまして非常にコストがかかるということが言われましたので、フォークリフトの乗り入れまでは想定しないというふうに記載してございます。

○松岩委員

災害時には、支援物資などが1か所に集められて仕分けし、必要なところに提供するという拠点として新総合体育館の利用が見込まれますが、フォークリフトや軽トラックなどの乗り入れができない床で、そのような対応を災害時にできるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

他の自治体の体育館などを見て回った中では、非常に重たいものも運べる人力のキャリアというのが今ありまして、通常は大型の体育館の施設の中の器具を動かすのに使うのですが、そういったものを導入して、災害時にそれを物資の移動に使うといった例がございましたので、本市でもそういったものを採用したいというふうに考えてございます。

○松岩委員

体育館の新設には賛成の方が多くとも、プールについては市民の賛否が大きく分かれています。

過去の議会議論を整理するにも改めて伺いますが、まず、プールを現在の新総合体育館の計画で併設する形で建設しなければならない理由をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

プールと体育館を併設することによって、まずイニシャルコスト、建設費が節減できると。それから、オープン後のランニングコストも節減できるだろうといったことがございます。そのほかにも、一つの建物の中でトレーニング室、プール、ランニングといった様々な運動をすることで、トータルで健康維持に寄与するといった考え方もございます。

○松岩委員

プールを新総合体育館に併設せずに、単独で建設することができない理由をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

単独で建設することができないというより、先ほど申しあげました理由で、併設して一緒に建てたほうが有利であるということで判断しているというふうに考えてございます。

○松岩委員

これは特に市民からよく聞かれることなので改めて伺いますが、ウイングベイ小樽に以前あったスポーツジムのプール施設を居抜きで市のプールとして利活用すれば、駅直結で大規模駐車場や商業施設などの利便性に加え、改修工事も現在の計画に比べて相当安い費用で十分に利用できるのではないかとありますが、利活用しない、もしくはできない理由をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

ウイングベイ小樽のスポーツ施設なのですけれども、1999年にオープンということで、設備としてはもう24年経過してございます。よその施設のことを言うのも何なのですけれども、構造的にも見て分かるとおり建物の中にあるので改修に相当な費用などが、非常にかかるのではないかとということが想定されます。

さらには、分散して体育館とプールをそれぞれ管理していかなければいけないということもございますので、一時そういった意見を伺ったこともあったのですけれども、結局、最終的にはそれは採用されなかったという経緯がございます。

○松岩委員

これも多くの市民に聞かれることでありますが、当初は非公認プールとしていたものを公認プールと方針を大きく変えた理由をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

公認プールにつきましては、もともと小樽駅前にあった旧小樽市室内水泳プールが公認プールでございました。そういった意味で、プールを要望する皆様からは、同じようにやはり公認プールを造っていただきたいという意見を伺っておりました。

我々も公認プールについて検討して、まず、公認プールのルール等を調べたのですけれども、最初は、公認プールには入水用スロープを併設できないというルールがございました。小樽市でプールを造るに当たっては、やはりお年寄りの方の利用も非常に多いと思いますので、プールのスロープは必ず必要だろうという判断でございましたので、この二つが共存できないのであれば、公認プールは断念しようという考え方でございました。

しかしながら、その後、北海道水泳連盟、それから、日本水泳連盟と協議を行って、最終的には、競泳用プールにスロープをつけてもいいというルールになりましたので、その結果、我々も、それであれば断念する理由はないということで、コスト等も計算した結果、最終的には採用するという判断に至りました。

○松岩委員

公認プールにするということなのですが、これは、今後、利用状況などを踏まえて定期的に更新して公認プールとすると思うのですが、更新しないで非公認でやっていくこともあり得るのか、伺います。

○（教育）近藤主幹

一旦、公認プールとして造りますので、5年ごとの更新になるのですけれども、それは理由ない限り、ずっと公認プールとして続けていくものと考えてございます。

○松岩委員

全国にあるほかの自治体と比較して、子育てや教育に十分に予算と人員がかけられていないのではないかと感じてしまう若者や子育て世代の多くは、アンケートで、利用が数%しかいないプールを造るよりも、子育てや教育に

力を入れてほしいという声が上がっています。一方で、実際に水泳を習い、興味関心のある子供や親は、より充実したプール設備を望まれています。

今後、反対の声が高まる可能性もあるかと思いますが、これら全く相反する意見を踏まえ、また、人口減少が進む中、折衷案を模索するのは大変難しいですが、本市の見解を伺います。

○（教育）近藤主幹

実際に使わない方が反対するということはあると思います。ですから、プール、体育館に関して反対の御意見は当然あるのだろうというふうに思っておりますけれども、教育委員会としましては、スポーツ振興の観点から、今、体育館とプールは必要であるというふうに考えてございますので、計画どおり推進していく考えてございます。

○松岩委員

冒頭にも言いましたが、本市は、運河論争があったまちなので、引き続き見守っていきたいと思います。

続いて、キッズスペースについては、幼児の体力づくりを目的とするとありますが、イメージとしては幼児の運動施設という位置づけなのか、それとも親御さんが体育館を利用している間の待合所という位置づけなのか、どちらでしょうか。

○（教育）近藤主幹

これにつきましては、幼児の運動施設という位置づけで考えてございます。

○松岩委員

ということは、利用料などはどのように考えているのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

ここだけを利用した場合の利用料については、今後の検討になると思います。現時点では、まだ決めてございません。

○松岩委員

それから、魅力ある遊具とはどういうものでしょうか。

○（教育）近藤主幹

基本的には、これから、教育委員会で考えないで、専門家の意見といったものを踏まえて決めてほしいという意見がございますので、私から具体的なものは示せないのですが、子供が長時間そこで飽きずに繰り返し遊べるようなものをイメージしてございます。

○松岩委員

現在、公園緑地課では、小樽公園の再開発を計画しておりますが、子供が遊ぶ場所という目的が同じ施設でありますが、遊具などの連携や調整は取っているのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

公園の遊具につきましては、事務レベルなのですが、公園緑地課とは、できれば外は外の特性を生かしたものをやってほしいと、我々は屋内の特性を生かしたものをやりたいということをお願いしてございます。

○松岩委員

イメージパースには描かれておりませんが、体育館の屋外には、子供が遊ぶことができる場所や防災の機能などは設置しないのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、遊具につきましては、非常に土地が狭隘ということで目いっぱい土地を使っておりますので、現時点では、外での遊具というのは考えてございません。

また、防災につきましても、災害対策室の協議の中では、外に何か特別な施設を造るということは、現時点では考えてございません。

○松岩委員

市民交流スペースを設置する理由をお示してください。

○（教育）近藤主幹

市民交流スペースにつきましては、「誰もが集い 未来へ続く 健康拠点」という体育館の基本コンセプトがございいます。この「誰もが集い」というコンセプトを実現するために設けているのが市民交流スペースで、様々な展示といった活用を想定してございます。

○松岩委員

市民交流スペースで行える様々なイベントとは、どのようなことを想定しているのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

例えば、住民の方たちの趣味の発表会とか展示会、地場産品の即売会であったり、もしくはバザーといった利用を想定してございます。

○松岩委員

私はそんなに充実したものを想定していると思わなかったのが驚いたのですが、それにしても、市民交流ホールというのが非常に狭いのではないかと思います、見解を伺います。

○（教育）近藤主幹

交流ホールを図面で見ると、例えばキッズスペースがその上にあって、ここが120平方メートルですので、キッズスペースだけで教室二つ分ぐらいの大きさなのです。

それに対しまして、図面では分からないのかもしれないですが、市民交流ホールはかなり広く取っているというふうに考えてございます。

○松岩委員

平方メートル数でいうと広いのかもしれないですが、ここはあくまで体育館ですので、その機能を考えると、ホールとしては広いのかもしれないけれども、体育館でほかの来場者の方だとかの往来も含めると、果たして平方メートル数をそのまま広さとして受け取っていいのかというのは疑問に思うところであります。

それで、概要版にも書かれているのですが、イベントがなく、運動しない人が日常的に集まるために、どのような工夫をするのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

例えば、先ほどから言っているキッズスペースで子供を遊びに連れてくることで運動しない親も来るとか、もしくは会議室も地元の住民の方に体育館の利用以外でも解放したいと考えていますので、そういった意味で集会とかで会議室を使うことで市民の方が体育館に訪れるといったことを考えてございます。

○松岩委員

大きな窓で屋外からも交流の様子が見えるような工夫とありますが、パースの位置関係を踏まえたと、1段下がったところに建設され、小樽公園運動場の影になることや、冬期間は雪の影響で除排雪をしなければ、この場所に大きな窓があってもなかなか中が見えないのではないかと思います、どのように考えているのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

おっしゃるとおり、そのままの図面でいきますと、若干、下から見上げるような位置にはなってしまいます。ですから、この辺は基礎を上げるのか、それとも別の工夫をするのかというのは今後の検討になってございます。

○松岩委員

それから、にぎわい創出機能とはどういう意味でしょうか。

○（教育）近藤主幹

こちら、先ほど申し上げました基本コンセプトの「誰もが集い」を実現するためにどういったことができるの

かということなのですから、これは、いろいろな用途で使う交流スペース、その手前にあるホール、それから交流スペースの奥にあるキッズスペース、また、屋外には、玄関に入っていくところに斜面があるものですから、空中にデッキのようなものを造るのですけれども、そういったものを一連で活用して、そこでイベント等を開催することで、にぎわいを創出するといった機能でございます。

○松岩委員

体育館は、あくまで運動がメインの施設です。先ほどから、例えば、会議室は市民にも広く利用してほしいとか、市民交流スペース、それからキッズスペースについても体育館を利用しない人にも利用してほしいということでありましたが、運動とは異なるにぎわいが創出されると、運動される方が集中して取り組めないのではないかと可能性があります。運動をメインで使う方が関連して会議室も使いたいのに、例えば、文化系の方々が使っているとか、町内会の方が使っているとなると使い勝手が悪い施設になってしまうのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、そこでイベントをやって、アリーナで例えば競技する方が集中できないのかということにつきましては、実際にほかのまち、帯広市とかの体育館を見ても、キッズスペースとかで非常ににぎわっているのですけれども、アリーナとは完全に遮断されておりますので、外でにぎわっていても中の方の競技に影響を及ぼすまでにはならないというふうに考えております。

また、それぞれ文化系の方々は、あまり今は使っていないのですけれども、どんどんそういう方も使って、まず体育館が皆さんが奪い合いになるような状況になれば、それは非常に好ましいことですので、そういった混み合った状況が悪いというふうには決して考えてございません。

○松岩委員

市民交流スペースは、専用利用で貸すつもりはあるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

各室の運用については、これからの議論になりますので、今後、他市の状況などを調べながら検討したいと考えてございます。

○松岩委員

まだ分からないということでしたが、アリーナを主たる目的に利用する大会などの専用利用と、市民交流スペースを主たる目的にするイベント利用で異なる全館予約が入った場合、どちらを優先させるのでしょうか。もし、それで貸さないとすれば、運動をしない市民を含め、誰でも集う施設と言えるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

レアなケースだと思うのですけれども、仮に交流スペースを貸出しするということになった場合、例えば貸しているのですけれども、選手はきちんと通してくださいとか、観客の方はイベントの中を通してくださいというふうにするとか、いろいろな運用の仕方があると思いますので、実際に貸すかどうかはまだ決まっていないので、そこはこれからの検討かと思います。

○教育部長

考え方なのですから、まず、スポーツを振興する施設ということは間違いのないことで、そこで大会の予約が入って行くということの中では、支障ないように運営していきたいと思います。

今後の検討ですけれども、そこに支障がない使い方ができるのであれば当然、スポーツではない使う部分があるということも、やり方としてはうまく調整しながらやっていきたいと思います。

いずれにしても、スポーツのための施設ではあるのですが、それだけではなくて、スポーツをしない市民、子供も含めて、いろいろな方に活用していただきたいと思いますし、昨年、私は帯広市のよつ葉アリーナ十勝を見せて

いただいて、本当に小さい子がトランポリンでぼんぼん跳んでいるのです。遊具といっても外にあるような遊具とまた違って、トランポリンは体力向上みたいな形で、自力で3歳、4歳ぐらいの子がぼんぼん跳んでいると。

やはり、そういった子供が生き生きと動いているということでも大変いいなというふうに思ったところでして、御質問の中では、スポーツ施設の振興に資するものではありませんけれども、より活用できるように、いろいろな調整はしていきたいというふうに考えております。

○松岩委員

ここは市民の皆様にもお考えいただきたいと思います。

次に、売店やカフェなどがこの図面にはございません。今年の総務常任委員会では、佐賀県武雄市の図書館に視察に伺いました。図書館の中に蔦屋書店が運営するスターバックスコーヒーが入っておりまして、年間1,000回ほどのワークショップが行われて、図書館を利用の方はもちろんのこと、図書館を利用しない市民の方々や、また、海外からの観光客の方でも連日にぎわっている様子が分かりました。

これは本市でも同じことが言えると思うのですが、運動されない方が体育館に行くという視点で、例えばスターバックスコーヒーを入れるのは難しくても、何かしらそういった店舗を入れるだとかということをするれば、よりにぎわうのではないかと思います、検討状況を伺います。

○（教育）近藤主幹

佐賀県武雄市の例は非常に有名なので私も知っているのですが、まず、あそこはブックアンドカフェといいますが、本とコーヒーの二つを一緒にやるという基本コンセプトがあって、図書館は、ずっと人が長い時間、常時いるようなイメージですので、そういった意味では非常に成功していると思うのですが、体育館に関して言いますと、物販は非常に厳しいということをいろいろな意見から聞きます。実際に視察に行っても、物販、カフェとかが入っている施設というのはないのです。

意見交換しても、物販は非常に苦しいということがありますので、そういった意味で、今ここで、基本計画で飲食店とかをつけるということになりますと、なかなかその後、事業者が事業に参入してくるに当たって、それを敬遠されるということも考えられるので、載せてはいないのですが、ただ、例えば、今後、事業者を選んでいく中で、そういったものを入れたいという提案があれば、当然、受け入れて検討していきたいというふうに考えてございます。

○松岩委員

今までの議論を整理すると、市は、普通の体育館ではなくて市民がにぎわう空間をつくりたいと、運動しない人にもいっぱい来てもらうのだと。にぎわってもらって、混雑して困っているぐらいにしていきたいという中で、大きな理想を掲げているにもかかわらず、他都市の事例を見て物販が厳しいという消極的なことを考えているのが非常に理解できないのです。

これについては最初から諦めることなく、導入をまず目指して、しっかりと収益を上げられるような施設としていただきたいと思います。それによって、高くてもプール、体育館を造ってもいいのではないかとすることで市民の御理解もいただけるかと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○（教育）近藤主幹

繰り返しになるのですが、飲食店については採算が厳しいという状況がございまして、実際に事業者のアンケート等でも、物販については厳しいという意見がございしますので、やれるところがあれば、それは全く拒まないのですが、それを条件として計画にのせることは業者参加の窓口が絞られてしまいますので、全く否定はしないのですが、それをこの計画で設定することは考えてはございません。

○松岩委員

矛盾していると思います。これから広く市民に利用していただくと市が言っているにもかかわらず、経営的に厳

しいのではないかとということで最初から諦めてしまうのはあり得ないと思います。しっかりとそういった設備が中に入れるような議論を前に進めていただきたいと思います。

次に、トレーニング室については、民間のジムに通うより手頃で1人でも利用できることから、若い世代にも人気がありますが、現在の体育館と比べて施設の充実度がどのように変わるのか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

まず、施設の規模につきまして言いますと、現総合体育館のトレーニング室が128平方メートルなのに対しまして、新しい体育館の計画では今は220平方メートルということで、倍まではいかないのですけれども100平方メートルほど増やすという計画になっております。

また、現総合体育館のトレーニングマシンは大分、傷んでいたり古かったりするのですけれども、そういったものも最新の機器をできるだけ入れるような方向で考えたいと考えております。

○松岩委員

若者から高齢者まで利用できる、幅広い年代が利用可能な機器とは、どういうことでしょうか。

○（教育）近藤主幹

若者については、特殊な筋肉増強するようなものも使ってみたいという要望もあるでしょうから、そういった機器を、また、高齢者の方には、あまり体に負担のかからないランニングマシンとかウオーキングマシン、あとエアロバイクとかステッパーといった、あまり負担のかからない機器を入れていこうと考えてございます。

○松岩委員

スポーツ教室やエキシビジョンマッチの誘致は、誰が行うのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

こちらにつきましては、基本的には運営を行う事業者が引っ張ってくるというイメージでございます。

○松岩委員

市が開催するイベントで新総合体育館の活用を積極的に検討できるものは、何があるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

これも決定ではなくてあくまで想定なのですけれども、例えば今、市民会館でやっている成人式とか、教育部の所管で言えばそういったものとか、次はいつになるか分かりませんが、何周年記念行事というのも、小樽市でも100周年が終わったばかりですけれども、110周年記念といったものをやるのであれば、ぜひとも新総合体育館を検討していただきたいというふうに考えてございます。

○松岩委員

ここからは予算関連の話になりますが、まず、概要版、「3 事業計画」、「概算事業費の想定」、「(1) 本体建設費」について、平方メートル単価や試算額に千円や百万円という単位が使われています。これ、私たちにはなじみがある単位ですけれども、市民には分かりにくいので一律で円に統一してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）近藤主幹

なかなか桁が多いものですから、我々としては見やすい工夫のつもりでこういったことにしたのですけれども、そういった御意見いただきましたので、そういう意味では、どういった表現がいいのかは検討させていただきたいと思います。

○松岩委員

それから、「令和6年（2024）年4月からの時間外労働の上限規制の影響は含まない。」という記載が小さくあるのですが、この意味をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

今、令和6年4月から時間外労働の上限規制というのは、建設業には今まで非適用になっていたものですから、建設業界では休みの日も結構働いて、工事したりしていたのですけれども、これが適用になると、基本的に時間外労働に規制がかかるということになると。そうすると必然的に事業期間が延びてしまったりするものですから、事業費もそれによって上がるだろうというふうに現時点で言われています。

ただ、実際にどうなるのかは蓋を開けてみないと分からないものですから、その加算自体はしていないということとをただし書で書いております。

○松岩委員

本体建設費は、これ以上、上がることも下がることもないのでしょうか。変動するとすれば、どのような理由が挙げられるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

建設費につきましては、これからも下がる可能性よりも上がる可能性のほうが高いと思うのですけれども、上がる可能性は残念ながらございます。それは、まず物価の上昇というのは常にありますので、必ず毎年、その時点で測れば必ず上がっていきますので、これはあるものと考えております。

そのほかにも、これから細かい部分の事業費の精査をしてみますので、物によっては今の事業費にさらに加算しなければならないという結果も出てくる可能性もございますので、そういった意味で、事業費の精査による上昇も可能性としてはあります。

○松岩委員

今後、建築資材や人件費の高騰、また、関連する法改正などにより建設費が想定よりもはるかに膨れ上がる可能性があります。建設を一旦立ち止まって考えることも当然あり得ると思います。それとも、どんなに費用がかかっても、建設は絶対に計画どおりに進めるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

実際には、本当にこの先、大きく膨れ上がるといった事態が発生した場合には、計画としては当然、進めたいのですけれども、計画推進不可能に陥る可能性は全くないとは言えませんので、そのときはそのときで柔軟に対応していくことになると思います。

○松岩委員

どのぐらい予算感が膨れ上がったら、そのような柔軟な対応をしなければならないと考えられるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

実際の金額につきましては、体育館単体の金額で考えるものではなくて、小樽市の財政の全体で考えていかなければいけないものですので、それについて現時点で即答はできません。

○松岩委員

「（2）維持管理・運営費」の記載がよく分かりません。結局、削減が認められるのか、概要版に体育館とプールの内訳は書かれていません。

ただし書について約1億4,000万円と記載すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）近藤主幹

この表現につきましては、まず約1億5,200万円というベースがあって、そこからそれぞれの理由によって約1,200万円ほど削減が可能であるということで、我々としては分かりやすく表現を順序立ててしているつもりでございましたが、おっしゃるとおり、結果としては約1億4,000万円ということになりますので、そこは御意見として受け止めさせていただきます。

○松岩委員

この約1億5,200万円という金額は、新総合体育館を80年間使用する計画ですけれども、何年先までの維持管理費、運営費なのでしょうか。また、途中には施設の改修だとかも含まれると思いますが、それも入っているのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、約1億5,200万円というのはあくまで単年度の数字でございまして、何年先までかという試算というのは、現時点ではまだ行っておりません。

改修費というのは、一般的には15年から20年後に大規模改修費というのがかかるのですけれども、そういったところの試算まで現時点ではまだしてなくて、あくまで単年度の試算しかしておりません。

○松岩委員

造るのに約93億円、本体工事費以外も含めてそのぐらいかかる。大体の年間の運営費が1億5,000万円ぐらい。ただ、それが何年先までこの金額かも分からないし、設備が壊れたりした場合の修繕費も幾らかかるか全く分からない中で計画を前に進めるというのは、特に反対される市民の方々からは理解を得られないかと思うのですが、そういった方々にどうやって理解を求めていくのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、維持管理・運営費といいますのは、今も体育館とプールでかかっているものでございまして、新たに発生するものではないのです。そういった意味で、新たに発生するものの負担ということで、我々は、イニシャルコストについて計画の中で説明して御理解を求めていっているという考えでございます。

○松岩委員

だから、プールや体育館を造らなければ、そのコストはかからないだろうというふうに考える方には、どのように御説明されますか。

○（教育）近藤主幹

建て替え費用、イニシャルコストにつきましては、当然、建てなければかからないものになりますので、そういうことになるのでしょうかけれども、繰り返しになりますけれども、我々は、スポーツ振興の立場で新しい体育館を今、造らなければならないというふうに考えてございますので、そのように説明していくことになると思います。

○松岩委員

「（３）想定される財源について」は、国庫補助、起債、一般財源の記載がありますが、これが具体的によく分からないです。この棒グラフの部分では、一般財源の部分が５％ほどしかなく、本体工事と本体工事以外の費用を全て足し合わせて５％ほどの負担で、それすらもさらに圧縮できて、ほとんど市民負担はかからず建設できるのではないかと誤解を招くのではないかと思います。

実際のところ、起債は借金ですので一部は返さなければなりませんし、一部返さない部分も国や道に払っている税金でありまして、全て税金です。それも含めて、市の会計にとって最もいい場合と悪い場合、それぞれに最終的にどのぐらいの費用負担があるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

そこのグラフで示す起債１、２は当然、借金であり、それから、現金の支出である一般財源がその場ですぐ必要になるのです。そういった説明は、当然これから市民の皆様にも説明していく中でも、誤解のないように、これは借金ですというふうにきちんと説明していくつもりでございます。

具体的に、現時点で、では、最低の場合、最高の場合に、幾らかかるのかということなのですけれども、この国庫補助に関しても、起債に関しても、これから、国、北海道と協議しながら実際の額を決めていくことになりますので、今、一方的な市の考えだけで実際の金額を公表することはできませんので、そういった意味でお答えは控え

させていただきます。

○松岩委員

もう一回確認しますが、市の都合のいい場合と悪い場合の最終費用感は計算しているのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

実際には、我々もどのようになるのかというシミュレーションみたいなことはするのですが、それはあくまで、先ほど申し上げましたとおり、北海道や国の皆様と協議して出した結果ではございませんので、一方的にそれを公表することはできないということです。

○松岩委員

「想定事業スケジュール（PPP／PFI手法）」については、どの段階まで立ち止まって時間をかけて慎重に議論することができて、反対に、どの段階に突入すると多額の違約金がかかるなど、後戻りが難しいのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

どの段階まで立ち止まって時間をかけて慎重に議論することができるのか、つまり、立ち止まって議論するタイミングが今後あるのかというふうに解釈するのですが、今は、とにかくスピーディーに事業を進めていくということが我々の義務だと考えておりますので、そういう意味では、スケジュール上、どこかで時間をかけて議論するという期間は今、設けてございません。

もう一つの、どの段階まで突入すると、もう後戻りができないのかというお話でございますが、大きなところでいいますと、業者を選定して事業契約を結んでしまえば、もうそこからは後戻りできないといいますか、中止すれば違約金等がかかってくるというふうに理解してございます。

○松岩委員

事業選定期間がかなり長いのですが、大体どのぐらいになりますか。

○（教育）近藤主幹

事業設定期間はスケジュール表であるとおおり、来年4月から事業選定を始めまして、令和7年12月ぐらいまでかける予定でございます。

○松岩委員

その間のいつ頃かと聞いたのです。

○（教育）近藤主幹

事業者選定の最後がイコール事業契約を結ぶ時期でございます。この時期に結んだ上で、すぐ基本実施設計に入っていきますので、令和7年12月が締結の時期ということになります。

○副委員長

自民党の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○小池委員

◎キャリア教育・ふるさと教育について

私は、一般質問でさせていただいたキャリア教育、ふるさと教育について質問いたします。

キャリア教育、ふるさと教育については、令和元年12月作成の小樽市教育推進計画で示されており、本市のキャリア教育の考えの中で、人口減少も意識され、児童・生徒が職場体験などの体験活動を通して地域の方と触れ合い、故郷小樽市のよさに気づき、小樽の未来を担う人材育成などが含まれているということが分かりました。

この考えは理解いたしましたし、それを否定いたしません、児童・生徒の将来を広く考えれば、市内企業にとどまらず、市外企業の職業体験や市外からの講師を呼んで講話などをしていただく機会を増やすことが、できるだけ児童・生徒の興味のある職業体験や講話の機会をつくってあげることが大切だと思い、再質問もさせていただきましたけれども、教育長からは、決してそれを排除するものではないという御答弁をいただきまして安心いたしました。

そこで、現状のキャリア教育、職場体験、外部講師の講話について改めてお聞きいたします。

一般質問で、各学校のキャリア教育とふるさと教育の実施状況の確認、把握について質問いたしました。その答弁では、学校評価報告書や事務の点検及び評価報告書などで確認されているとのことですが、昨年の各小・中学校でのキャリア教育の中で、市外企業の職業体験、また、市外の方の講話はどのくらい実施されていたのか説明してください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

市教委で行った昨年度の学校の教育活動における地域人材の活用状況の調査で把握した外部人材の活用状況で申し上げますと、市外企業の講話については、小学校では1校、同じく、この調査におきまして、中学校では2校が市外企業で職場の見学等を行っているという、あくまでも調査ですけれども、報告を受けてございます。

○小池委員

学校が単独で行う場合も考えられますが、そのような場合も含めて、全て教育委員会に報告され、確認されているということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

ただいま申し上げましたとおり、市教委としては、学校の教育活動における地域人材の活用状況の調査等によりまして、各学校の状況については確認しておりますが、委員が御指摘の学校単独でということにつきましては、委員も御存じかと思いますが、各学校の校長の学校経営方針の下に、各学校の実情に応じて教育課程を編成して行うものでございますので、市教委として、これを全て把握しているというものではございません。

○小池委員

昨年12月に、日本航空によるJAL折り紙ヒコーキ教室が開催されていましたが、実施までの経緯とその内容をお示ください。

また、小樽市出身の機長がふるさとである小樽市での開催ということですが、この事業はキャリア教育、それともふるさと教育、どちらとして行った事業なのか説明してください。

○（教育）生涯学習課長

JAL折り紙ヒコーキ教室の経緯ですけれども、日本航空が社会貢献事業としまして全国で無償で実施しているものになっていまして、今お話があったとおり、この教室の講師を務める現役のパイロットの方が小樽市の出身だということもあって、この機長から、ぜひ小樽市でも教室を開催したいのだというような提案をいただきました。

本市としても、制服を着たパイロットの方ですとか客室乗務員が来て子供たちと接することで、児童の職業に対する興味、関心を高めることが期待できるということで、このイベントを開催したというのが経緯でございます。

内容ですけれども、教育委員会の庁舎の体育館を会場にいたしまして、児童120人とそれぞれの保護者に2グループに分かれて集まってもらって、日本航空側からは、全国各地の空港に配属されている整備士、グランドスタッフ、キャビンアテンダント、パイロットなどが、それぞれの制服を着て駆けつけてくれてスタートいたしました。

最初に、飛行機はパイロットだけではなくて、いろいろなスタッフの協力があって初めて飛ぶことができるのだ

ということを講師の機長から説明してもらった後で、保護者も一緒に折り紙飛行機のキットを使って飛行機作りを行って、最後に、みんなで飛行機の飛距離を競う大会を行ったというイベントでございます。

そして、キャリア教育かふるさと教育かというお話でしたけれども、こちらについては、児童の職業に対する興味、関心を高めるという意味で、キャリア教育であるというふうに考えてございます。

○小池委員

この事業に参加された子供たちやその保護者から、終わった後に感想を聞いていればお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

最後の飛距離を競う大会は、男の子の部、女の子の部、そして保護者の部に分けて実施したのですが、保護者の方、特にお父さんには楽しんでもらえたようでして、子供たちはもちろんのことですけれども、保護者の方からも、とても楽しかった、また参加したいというような声が聞かれています。

○小池委員

私の知人も実は参加しておりまして、その方は、わざわざ桂岡からそちらの教育委員会の体育館に行って、物すごいよかったというふうに言っていました。

これはキャリア教育だということだと思うのですが、こういったキャリア教育は、子供たちにとって、また保護者にとっても大変ありがたいことで、子供たちにとっては本当に貴重な体験だったと思います。

本市の考えるキャリア教育のふるさと小樽に対する考え方は、人口対策として間違いではないと思いますけれども、保護者目線で見れば、小樽市のキャリア教育を含めた教育環境が充実することで、それを子育て世代が実感すれば、ふるさと小樽市に残ってほしいという思いが、子育て世代としては、教育環境のいい小樽市に住みたいという、同じようにふるさと小樽市のことを考える。だからこそ、人口対策としても考えられると思います。

ふるさと教育としてキャリア教育をすることも大事だし、市外から呼んでキャリア教育をするということ、やはり、どちらも必要だと思うのですが、この点について見解をお示してください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

一般質問におきまして教育長が答弁しているところでございますが、小池委員がおっしゃるところの部分、この考えというものは否定するものではないと捉えておりまして、児童・生徒が様々な職業の体験、それから外部講師の体験談を基にして仕事についての理解を深めるための、いわゆる職業講話ですとか児童・生徒の将来への夢、希望、そして、これが働くことに対する意欲を培っていく、養う学習の場として、このような機会は重要であると。ここについては、市内に限らず広く行うことが必要であると考えております。

一方で、市内の小・中学生には、小樽市の未来を担う人材として地域で活躍してほしいという願いも一方であると考えておりますので、市内での体験活動も重要であると。このような市内での活動というのも重要であると考えているところでございます。

○小池委員

本市のキャリア教育の中で、市内の職業体験、職業講話の昨年の実績と件数と内容について説明してください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

先ほど申し上げました、学校の教育活動における地域人材の活用状況の調査での外部人材による市内の職業講話の結果の報告で申し上げますと、小学校におきましては19件ございまして、中身の主なものとしましては、消防士の仕事に関わること、それからカメラマン、中には元フットサル選手の講話というものがございました。中学校につきましては20件ございまして、ラジオパーソナリティですとか警察、看護師、美容師、これらのほか、民間の企業によるものでございます。

○小池委員

全て今の職業講話のことでしょうか。また、職業体験も聞いたのですが、就業体験のこともあればお聞か

してください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

ただいま申し上げた部分につきましては、職業講話ということで学校から報告を受けているものでございます。

このほか、我々が各校長との話の中で聞いている部分でいきますと、特に中学校において、職業の体験、職場の見学を行っている学校があるということはお聞きしております。

○小池委員

全部を把握していないのかと思ってしまうのですが、先ほど、単独でやった場合はなかなか分からない場合もあるということで、教育委員会で、キャリア教育に関して全てを把握はされていないということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

先ほどもお伝えしたところなのですが、我々が行っているこの調査につきましては、各学校が地域の人材、外部の人材をどのように活用しているのかについては把握しておりますが、キャリア教育の実施状況、取組が大枠としてどうだったのかについては、学校が行う学校評価、あるいは事務点検評価における指標というところでは捉えておりますが、そのほか教育課程の中で様々に行っている部分まではカバーしているという状況ではございません。

○小池委員

では、どのように体験する企業や呼びする講師を選んでいるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

どのように選んでいるのかというところにつきましては、各学校が校長の経営方針の下に、各学校の実情に応じて選んでいるものと承知してございます。

○小池委員

それでは、私として危惧するのが、職業体験や講話される講師が毎年、同じ企業、講師になってしまって、幅広く生徒たちが望む職業の体験や講話が受けられていないのではないかとというふうに考えたのですが、そうっていないのか。

さらに、児童・生徒に、体験してみたい職業や話を聞いてみたい職業等のアンケートはされているのか、お聞きいたします。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

繰り返しになりますが、学校が行っている職業の講話というところにつきましては、各学校において校長の方針に基づいています。中には、このような話をしてほしいという部分で講師の選定を行っているものと承知しております。例えばなのですけれども、同じ講師をお招きしてという部分でも、子供にしてみれば、学校が毎年、同じ講師であっても、聞く子供たちが変わるという状況はあるのではないかと推察されます。

児童・生徒に対するアンケートという部分につきましては、実施後の感想を基に翌年のことを考えているところはあると思うのですが、我々が把握しているところで、アンケートを基に講話を実施しているところまでについては承知してございません。

○小池委員

この質問をなぜしているかといいますと、教育委員会で、その学校がどのようにキャリア教育をやっているのかをしっかりと知っていただきたいというのもあるのと、また、保護者が、この学校はどういうキャリア教育をやっているのかというのが分からないのです。小樽市の教育の中でキャリア教育はどうやっているのかは調べても出てこないところであって、先ほど言ったように、やはり、小樽市の教育をよくすることで人口減少対策にもなると思いますので、だからこそ、学校が判断してやっていますというのは分かるのですが、学校側だけで判断していても、私たちは、どの学校が、何をやっているかというのは正直、ホームページに載っている部分

もあるかもしれませんが、ここの学校はとてもキャリア教育に力を入れているという判断基準がないのです。

だから、小樽市のキャリア教育に関しては、いいのか悪いのかも判断できないような。だから、私は、そういった部分でもう少し教育委員会にそれを把握していただいて、それをもっともっと表に出していただきたいという思いがあるのですけれども、これに対してどういう見解をお持ちでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

小池委員が指摘の箇所については職業体験、職業講話というくくりで受け止めておりますが、キャリア教育の周知、発信につきましては、各学校のホームページ、それから保護者への発信がまだまだではないのかという部分については、学校、とりわけ校長たちと、その辺がどうなのかというのは必要とあれば協議していくことも考えておりますが、それを把握することの必要性、教育課程は校長が編成して実施するということもありますので、それを我々が、ここまでこうしなさいと言うのはなかなか難しいというところはありますので、どのような把握の方向がいいのかというのは、必要とあれば考えていきたいとは思っております。

○小池委員

私は、必要だと思っております。

札幌市の中学校で今年に行っていたキャリア教育、札幌市ではキャリア学習と言うようなのですが、話を聞いたところ、1学年100名から150名を対象に、それぞれ異なった約6社から9社の講師の方をお招きして、その中で生徒が受けたい講話を二つ選ぶことができるという仕組みになっているそうです。

一人一人の望むように全ての職業の方が来ていただくのは難しいとは思いますが、このように複数の職種を選べることは、とても充実しているのかと思いますが、本市では、児童・生徒が選べるような仕組みになっているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

本市については、中学校の職場見学、職場体験で申し上げますと、生徒に希望調査を行って関係企業へ依頼して、そして訪問先を決定、実施という手順でお聞きしておりますので、基本的には、子供が選べるという状況になっていると承知しております。

○小池委員

選べるという部分ではよかったと思います。

私もまだ勉強不足で、どの学校がどのようなキャリア教育をやっているのかというのをあまり調べられていないので、そういったところを私も勉強していきたいと思っておりますけれども、小樽市教育推進計画の「施策項目6 キャリア教育の充実」での現状と課題において、冒頭であるように、グローバル化の進展等により社会の変化が加速度を増してきている中とあるように、その中でも、市内企業だけでは補えない部分も多くあると感じます。

しかしながら、一般質問の教育長の答弁にあったとおり、費用や時間の確保など課題があると思いますが、では、その課題に対して、何か今後の対策やお考えがあるのか、お聞きいたします。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

市外での活動につきましては、委員が御指摘のと通りの移動の費用、それから、学校にしてみたら時間の確保、併せて、外部講師を招聘するための費用の確保などに課題があると考えております。市独自の財源の中でいきますと、外部講師の費用につきましては、内容に応じて現在も支援しているところはございますが、限られた予算という部分でありますので、現時点でここを拡大していくことは、なかなか難しいものと考えておりますが、学校が行う活動について、市外の企業を排除していくというつもりは毛頭ございません。

○小池委員

質問では、費用や時間確保など課題があると思っておりますので、その課題に対して、何か今後の対策やお考えがあるのかという御質問させていただいたのですけれども、もう一度お願いいたします。

○（教育）学校教育支援室長

先ほど小池委員から御質問ありました、生涯学習課長から御答弁させていただいたJALの紙飛行機の体験につきましては、昨年度、御厚意により無償でやっていただいております。

費用の面という課題はもちろんございますけれども、例えば、無償でこんなことができますよということがあれば、それにつきましては、学校に、ぜひこういうような企業もありますのでやっていただければということで、日程を調整してマッチングすれば、各学校で実施させていただきたいというふうに考えております。

○小池委員

なかなか費用の部分は難しいとは思いますが、私としては、こういったことにこそ、企業版ふるさと納税などを活用して、小樽市の教育環境の充実に役立てていただければいいのではないかなというふうに思っています。

◎大雪・吹雪など天候による学校の対応について

次に、大雪・吹雪など冬の天候による学校の対応についてお聞きいたします。

今年の第3回定例会では、熱中症対策、暑さ対策として、休校の判断について質問をしたばかりでございますが、昨日、留萌市では、24時間の降雪量が観測史上最大となる78センチメートルの雪が降り、積雪は141センチメートルに上り、この大雪の影響で、留萌市の小・中学校全7校が休校となったと報道がありました。本市においても、今年1月10日に大雪により国道5号が渋滞になるなど、今シーズンも、いつこのような事態になるのかがとても心配されます。

1月10日は冬休み期間であったため休校の措置等は必要ではなかったと思っておりますけれども、現在、こういった休校と判断される場合の基準はどのようになっているのか説明してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

登校等に大きな影響を及ぼすような暴風等が予想される場合には、学校長が判断して休校を決定しております。

○小池委員

それでは、過去4年間で、大雪などの天候により休校の措置が行われたことがあるのか、あれば件数をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

休校の校数でありますけれども、令和元年度及び令和2年度は、いずれもゼロ校、令和3年度及び令和4年度は、いずれも29校となっております。

○小池委員

29校で、何日間というのは分かりますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

いずれも1日となっております。

○小池委員

1日と数は少ないということですね。

翌日の天気予報などで前日に休校を決める場合などはあるのか、あればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

前日に休校を決定した場合はございます。

○小池委員

判断した理由というか、そのときの状況を説明していただけたらと思うのですが。

○（教育）学校教育支援室長

臨時休校が、例えば悪天候によるという場合は、学校を休校にするかどうかは学校長の判断になりますので、昨年度は、学校長が判断して、次の日に警報が出ていて、前日のうちに明日の休校を判断したという例がございます。

○小池委員

休校の場合は、今、新型コロナウイルス感染症でオンライン授業もやっていたと思うのですが、昨年まで、1日しかないのかと思うのですが、そういった場合、オンライン授業はされたのか。

また、休校の場合、同時に全ての学年、学級がオンライン授業をやる可能性が出てくるのかと思うのですが、そういった場合は可能なのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室長

悪天候による臨時休業の際のオンライン学習につきましては、委員がおっしゃいましたオンラインによる授業というのを昨年度、一昨年度にやったという報告は受けてございません。

ただし、オンライン上に学習課題をアップしたり、学習課題を伝えることで、児童・生徒が1人1台端末を活用して学習に取り組んだ学校もあるという報告は受けております。

なお、先ほど委員がおっしゃってありました、全校一斉でオンラインによる授業を行うことができるかどうかということにつきましては、システム上では可能であるということ把握しております。

○小池委員

実績があるということで、今後そういった悪天候の場合、せっかくタブレットがあるわけですから、ぜひ活用していただきたいというふうに思っております。また、全ての学年、学級ができるようになっているということも大変いいことだと思います。

授業が始まってから気象状況が変わる場合があると思うのですが、そのような場合はどのように対応されてきているのでしょうか。

また、その基準や判断はどのようにされているのか。天候が相当悪くなって、午前授業にするとか、時短にするといったことはされているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

天候が悪くなった場合ですが、午前授業、それから短縮授業、集団下校などを実施しております。その場合の判断基準につきましては、天候の悪化が予想される場合は、授業が始まってからも天気予報を確認するなどして、学校長の判断によって決定しております。

○小池委員

熱中症のときは暑さ指数といったものがあつたのですが、冬はなかなかそういった基準をつくるのは難しいのかもしれませんが、学校長の判断で今はされているということだと思います。

熱中症対策と同様に、低学年の登下校が特にそういった場合は心配される場所なのですが、天候が悪くなった場合、集団下校や保護者に迎えに来てもらうなど、各学校の判断で行われていると思いますけれども、教育委員会としては、学校側にどのような注意喚起をしているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

集団下校、短縮授業、午前授業などを行う場合は、学年に応じて保護者に迎えに来ていただいたり、通知文書によって児童の安全について注意喚起を行っております。

○小池委員

質問は以上なのですが、こういった異常気象みたいなことも、昨日の留萌市みたいなこともあるので、児童・生徒が登下校などで事故がないように私たちも見守っていきたく思いますので、教育委員会の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時35分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
公明党に移します。

○白川委員

◎新総合体育館について

12月1日に実施されました総務常任委員への勉強会では、貴重な機会をいただきましてありがとうございました。
その際に頂いた小樽市新総合体育館基本計画（案）とその他について、何点かお伺いいたします。
まず、基本理念とそれに込められた思いをお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

基本理念とその思いについて、小樽市新総合体育館基本計画（案）を抜粋して読ませていただきます。

基本理念が、「誰もが集い 未来へ続く 健康拠点」。

まず、「誰もが集い」につきましては、「まちのにぎわいを創出し、交流を育むとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全・安心に利用できる施設への思いが込められています。」

また、「未来へ続く」につきましては、「小樽市の将来を見据えた、環境にやさしい施設への思いが込められています。」

また、「健康拠点」につきましては、「日常的な運動の場として気軽に利用でき、市民の体力向上、健康寿命延伸に寄与する施設への思いが込められています。」

○白川委員

小樽市新総合体育館基本計画（案）の「第2節 諸室・平面計画」で、新総合体育館の平面図について、「諸室の配置は現時点でのイメージであり、設計段階で変更になる可能性があります。」との文言がございました。

今回の平面図について、検討開始からどのぐらいの期間を経て作成されたものなのか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

最初に平面図について検討が始まったのは、令和3年度の小樽市総合体育館長寿命化計画に遡ります。これも仮図面であったのですが、ここで検討が始まりました。その翌年、令和4年度には、小樽市新総合体育館基本構想が策定されたのですが、この中でも、今よりもっと簡易な形での平面計画というのは示されております。その後、今回の平面図に至るのです。

実際に今回の平面図が作成された期間といいますと、これはコンサル会社に絵を描いていただいたのですが、今年5月にコンサル会社と契約しまして、実際にこの図面をお示ししたのが7月20日の検討委員会でしたので、2か月間ぐらいの作成期間を経て作られたということになります。

○白川委員

続いて、基本構想の平面図から基本計画（案）の平面図で若干の変更は確認できたのですが、それ以外の部分についても、今後、変更の余地があるという認識でいいのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

この基本計画に載っている図面というのも、あくまで案でございます。実際には、設計時等で、内容については、今後変更になる可能性は十分ございます。

○白川委員

基本構想では、市民、スポーツ関係団体等に対して、新総合体育館の規模、導入機能、運営内容等の検討材料とすることを目的にアンケートを実施されたことを確認しました。

また、「今後の検討事項」について、「(1) 施設計画の詳細な検討」として、「基本構想において決定した計画内容について、改めて精査するとともに、平常時・大会時を想定したゾーニング・動線計画の検討、配置・平面・外構計画の検討、構造・設備計画等の検討を行う必要があります。」とありました。

基本計画(案)での配置計画で大枠の考え方が示されておりますけれども、実際のゾーニングをつくる段階で、各スポーツ団体に意見を求めておられたのでしょうか。

○(教育) 近藤主幹

スポーツ関係団体からの意見につきましては、実際に、最終的なゾーニングの平面図を見ていただいて意見というよりは、アリーナの形態とか、もしくはアリーナ自体は絵を描いて実際に見ていただいたり、あと、アリーナの高さとか床材とか、個別の項目で内容の意見を聞いていったという形でございます。

○白川委員

求めていた場合に、どの団体にどのような方法で意見を求めていたのでしょうか。これは、アンケートのみということでもいいのですか。

○(教育) 近藤主幹

意見の聴取の仕方なのですけれども、まず2回ほどやっております。昨年度の令和4年の基本構想策定時には、スポーツ関係団体、障害者団体といった関係の方も含めて全部で75の団体から御意見を集めております。

もう一つは、令和5年度に、スポーツ関係団体は室内スポーツの関係団体に絞って、また、アリーナの細かい部分といったものについて、24の団体に対してアンケートを行っています。アンケートに加えて、ヒアリングという形で、アンケートの中で分からない部分は、直接、電話等でお話を聞くような形式で実施いたしました。

○白川委員

今回のゾーニングについて意見を伺った各スポーツ団体からは、どのような反応が出ていたのか、お示しいただけますか。

○(教育) 近藤主幹

アンケートの中では、要望という形で自由意見もいろいろいただいたのですが、そういった中では、照明についての意見とか、放送設備を充実してほしいといった意見とか、控室など、プールの大会をするときにはサブアリーナも控室として利用したいといった意見、それからバリアフリーに関する意見といったものをたくさんいただいております。

○白川委員

先ほどの質問で、今この計画案で出されている図面に対して意見を伺ったのですかということ聞いていたのですが、同じ御答弁でいいのですか。

○(教育) 近藤主幹

図面は最終的に皆様の意見を基に作り上げたような形でございまして、この図面をもって各団体の皆様に意見を聴取するということはやってございません。

○白川委員

次に、メインアリーナとサブアリーナを器具庫で隔てる理由と効果についてお聞かせいただけますか。

○(教育) 近藤主幹

器具庫をメインアリーナとサブの中間に置いた理由は、どちらからでも器具が出しやすいというところが一番の理由でございます。例えば、バレーボールをやる団体が、メインでやっても、サブでやっても、すぐ取り出せると、

真ん中にあればどちらからでも取り出しやすいといった利点から、真ん中に器具庫を置くという形を取っております。

○白川委員

ちなみに、サブアリーナでの公式競技の大会使用は想定されていますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

サブアリーナは、基本的に観客席のようなものが設置されてございませんので、公式大会は、やはりメインアリーナでやっていただくような形になると思います。サブアリーナで大会をできなくはないのですが、その場合には、本当に小規模な、コート上で応援したりするような大会しか想定してはございません。

○白川委員

次に、「8. プール室」についてお伺いします。

「プール室は、湿気がこもらないように適切な空調・換気設備を備えるとともに、プールの湿気が体育館側へ流入しないよう、施設全体のエアバランスを適切に保つ計画とします。」とされておりますが、プール室と体育館側を器具庫で隔てるほうがより効果的ではないかと考えたのですが、それについて見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

先ほど述べたように、真ん中に置くことでの利点というのがございまして、そういった意味で、今は真ん中に器具庫を置くという案が一番有力なのですが、おっしゃるような意見も全く可能性ないとは思いませんので、御意見として承りたいと思います。

○白川委員

次に、「4. 利用団体へのヒアリング調査結果」についてですが、アリーナの仕様等について詳細な検討を進めるに当たって、現総合体育館を利用する主要な団体に対してヒアリング調査を実施したとございました。

その中で、プール室について、プールを大会で使用する場合、使用する備品の器具庫がプールの近くではないと運搬が大変であるとの意見がありました。

現状の平面図では、その意見が配慮されていないのではないかと取れたのですが、いかがでしょうか。

○（教育）近藤主幹

御意見がありましたプールの倉庫は近くにあったほうがよいということで、全くそのとおりでございまして、平面図では、プールの近くに共用という部屋がございます。ここに、倉庫も含めてこのところに収めるようなイメージで今、考えてございます。

○白川委員

次に、水泳関係団体から公認プールを希望する要望があって、今回、公認プールとして動いていると思うのですが、現状のゾーニングについてはどういった意見が出ているのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

水泳関係団体の皆さんとは、最初に水泳関係団体の皆様に自分たちに絵を描いてもらったりして協議も進めてきています。それらの意見をいろいろ積み重ねてきて、実際に今、この絵になっているのですが、この絵自体も今できたところでございますので、実際には、団体の方々に見ていただいている最中ということでございます。

○白川委員

次に、このたび公認プールとして動いていることから、公認を希望する団体からの意見書の趣旨の一部で、大会を開催または誘致し、市内及び後志管内の水泳競技の発展を目指したいとありましたが、本市として、どのくらいまでの大会を誘致、招致しようとしているのか、お示しいただけますか。

○（教育）近藤主幹

今、想定している公認プールでは、全道大会規模の公式試合というのは開催できないのです。といいますのは、こういった大会は、基本的に50メートルプールでやることになりますので、25メートルプールでできる大会というのは非常に限られてまいります。

そういった意味で、我々が想定しているものにつきましては、市内の選手を対象にした小樽市の大会ですとか、それから少し広げて後志地域を対象とした大会、それから、全道大会なのですけども、マスターズとか特定の団体が行うものを想定してございます。

○白川委員

私は、第3回定例会の代表質問で、持続的にそういったプールとか施設を維持、管理していくためには、そのための収益を確保しなければならないと思い、そのためには、プールの利用人口を増やすことがいいのではというふうに訴えたのですけれども、それには、大会の誘致で収入増につなげる必要があるというふうに考えていまして、例えば大会を誘致することで、どれほど収入増になるのか、主な内訳の部分をお示しいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

市に対しての大会での収入ということで、まだ料金設定されていませんので、今の高島小学校温水プールの料金で、なおかつ通常料金を頂きますといった設定で仮定して計算しますと、今、高島小学校温水プールが貸切りだと1時間1万4,000円を頂く形になっています。仮に8時間利用するといいますと、1大会につき11万2,000円ほどの収入になるというふうに考えられます。

○白川委員

少しそれるのですけれども、本市として、こういった水泳の大会はいっぱいあったほうがいいものでしょうか。

○（教育）近藤主幹

当然、大会がたくさん開かれれば、教育委員会としては、スポーツ振興ということが大きな目的でございまして、そういった活動が活発に行われることは非常に素晴らしいことであるというふうに考えます。

○白川委員

市では、誘致、招致はしないのでしょうか。これも確認させてください。

○（教育）近藤主幹

実際には、大会というのは、たくさんの大会役員が動いて開催しないとできないのです。そういった意味では、小樽水泳協会が動かないと市だけでは大会というのはできないのです。そういった意味では、我々は、協会への働きかけによって、実際には大会を開催していただくというような行動を取る形になるのかと思います。

○白川委員

その働きかけに期待したいと思います。

次に、基本計画（案）では、プール室について、「子どもの水泳教室などを見学できるよう観覧スペースを検討します。」とありますが、観覧スペースは、大会の開催時の観客席と兼用ということでしょうか。

○（教育）近藤主幹

お見込みのとおりでございます。

○白川委員

そうしましたら、観覧スペースの構造と予定している席数についてお聞かせいただけますか。

○（教育）近藤主幹

基本計画（案）の巻末にあります資料編で仮の図面というのがありまして、これはあくまで仮の図面で決定ではございませんけれども、その図面上では今、88席が取れるのではないかというふうに記載してございます。

○白川委員

この席数は、誘致する予定の大会で収まる想定なのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

ここは、小樽水泳協会と話した中では、大きな大会であれば100人強ぐらいの観客が来るのではないかというお話もございましたので、88席では収まらない可能性もございます。

○白川委員

平面図で観覧スペースの規模を見たときに、大会誘致のイメージというのが私はどうしても湧かなくて、公認の大会に対応したプール室の建設となれば、観覧スペースというとプールサイドに相当数の席があるものというふうに想像していたのがあったのです。

観覧スペースのゾーニングの根拠が知りたいのですけれども、公認プールで開設した際に、誘致とか招致予定の大会について、観客の人数は何名の想定だったのか、過去のデータでも結構なので、お示しいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

こちらも先ほど述べたのですけれども、小樽水泳協会の方にどのぐらいの規模を考えているのかということでお話しして、最大でも選手が100人強ぐらいの大会になるということで、1人の選手につき親御さんが1人ついてきたとしたら100人強になってしまうのではないかというお話がございました。88席では少し足りないというような意見もございました。

ただ、観覧スペースというのは、以前の市内水泳プールにもなかった機能でございまして、新しく付加したのですけれども、これを年に何回しかない大会のために、例えば150席にするというのはなかなか難しく、その辺りは88席で、例えばお客様の入替えをすとか、もしくは別でビデオでの観覧もできるようなことにするといった工夫で何とか使っていただけないかというふうに、今はお話をしているところでございます。

○白川委員

何か臨場感が薄れてしまう心配があるというふうに感じてしまったのです。

この観覧スペースは、当初から独立したスペースとしてのゾーニングで考えられていたのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

プールと実際に同じ空間にしてしまうと、プールの方は皆さん裸でいらっしゃるの、かなり部屋は暖まっているのです。相当な暑い状況ですし、湿気もございます。洋服を着た形で応援する方が見るとなると、かなり大変な状況なのです。そういう意味では、別室にしたほうが快適に観覧できるという意味で、こうした形を取っております。

○白川委員

そうすると、説明文にもあったのですけれども、「プール室は湿気がこもらないよう適切な空調・換気設備を備える」というふうに書かれていたのを確認したのですけれども、それがあれば、プール室内にいたことが別にそんなに暑いとか湿気が多いという感じはあまりしないのではないかと思います。そうなれば、観覧スペースもできないことではないのかという気がするのですけれども、それについては、どうお考えでしょうか。

○（教育）近藤主幹

観覧スペースは、プールのある空間と同じ中に観覧スペースを置いてということだと思のですけれども、やはり同じスペースにあったら、どんなにエアバランスを取っても温度などはそんなに変わりませんし、やはり、そこで言っている適切なエアバランス等というのは、きちんと遮断した上でのお話でございしますので、同じ空間の中での快適な状況をつくるというのは、少し難しいというふうに思います。

○白川委員

次に、以前、小樽駅前にあった小樽市室内水泳プールでの大会の開催状況はどうだったのでしょうか。年に何回ほどあって、どういう規模の大会だったのか、お示しいただけますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

大会開催状況につきましては、小樽市中学校体育連盟水泳大会など、年に5回ほどの大会を定期的で開催しており、数年に1度、北海道春季水泳大会や北海道障がい者水泳大会、後志ジュニア水泳競技会などが開催されておりました。

○白川委員

そういった形で過去に大会がありまして、これは、市外からの利用者などによって、当時、収入増とかで経済効果につながった大会などはあったのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

数年に1度開催されました北海道春季水泳大会や障がい者水泳大会、後志ジュニア水泳競技会などは規模が比較的大きいため、経済効果があったと思われます。

○白川委員

これは、ちなみに駅前にあった当時のプールの観客席と観客対応はどのようなものだったのか、お知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

駅前プールに観客席の設置はなく、観客対応としましては、大会時には、プールサイドにて立ち見やチームごとにシートを敷くなどして対応しておりました。

○白川委員

相当暑い中で観覧していた感じということですね、分かりました。

ここまでお聞きしたのは、公認プールとして招致とか誘致できる大会、あと、民間の大会など、そういった方たちにたくさん使ってもらえるプールにしなければいけないのではないかというふうに考えるのですけれども、これについてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

せっかく公認プールを造ったので、公認大会は当然、市としてはどんどんやっていただきたいというふうに考えてございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、水泳団体が実際に動かないと大会はできませんので、我々としては、小樽水泳協会、それから、同じく全国大会規模のものができるという意味では、向井流水法会もあるのですけれども、こういった方たちにも呼びかけて、ぜひ古式泳法の全国大会を小樽市でできるような誘致を呼びかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○白川委員

期待したいところでございます。

次に、レーンの数についてなのですが、6レーンを基本に考えていらっしゃるということで、一般利用される方の心情で言うと、新設するプールであれば、やはり、ほかの自治体の公認プールと同等か、それ以上の規模でなければ、何か期待して完成を待ったはいいけれども、いざ使ってみたら期待を下回ってしまうのではないかとというふうに考えてしまうのですけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

○（教育）近藤主幹

レーン数についてはいろいろな議論もございまして、かつての駅前の小樽市室内水泳プールが7レーンでございました。今、高島小学校温水プールは6レーンなのですが、1レーンは非常に浅くなっており70センチメー

トルぐらいしか深さがありませんので、実際には5レーンで今いろいろな大会をやっている状況です。

まず、室内水泳プールがあった当時と今とでは人口が全く異なっているということで、体育館にせよ、いずれにせよ、全て基本的にはスケールダウンというのが大きな課題にはなっているのです。そういった中で、プールにつきましても、かつて20万人近い人口のときに7レーンでやっていたのですが、今の人口であれば、1年を通して6レーンでやることで人口に合わせていくという考え方がありまして、6レーンを基本ということにしております。

○白川委員

このままいくと、多分、北海道で一番小さい公認プールになってしまうのではないかと考えてしまうのです。

本市として、それでいいからやってしまうという感じになってしまっているのか、そういう感じではないことを期待しているのですけれども、本市としてこれでいいとしている理由についてお聞かせいただけますか。

○（教育）近藤主幹

本市としてといいますか、これは検討委員会の議論の中で今、決めていることなのですから、繰り返しのものですが、全く同じものを造るということにはならないのではないかと。今回、体育館のアリーナも規模は3面から2面というふうに小さくなっておりまして、それぞれ皆さん人口に合わせてコンパクトにしていくという考え方がございますので、そういった中で導き出された答えでございまして、市というよりは、検討委員会の中では妥当であるという判断となったものでございます。

○白川委員

これからパブリックコメントを募集されると思うのですけれども、その内容について、ゾーニングの変更というのは可能性としてはあつたりするものなののでしょうか。

○（教育）近藤主幹

パブリックコメントでいろいろな意見をいただくことになると思うのですが、ゾーニングは結構、核な部分でもありますので、これは検討委員会で検討した結果なので変更する可能性は全くないとは言えないのですけれども、基本的には配置についてはこの形でいきたいというふうに現時点では考えてございます。

○白川委員

大きな変更はないという認識ということでもいいですか。

○（教育）近藤主幹

全く可能性がないのかといいますと、ないわけではないのですけれども、やはり基本的には、ここまでアンケートから始まってずっと検討を重ねてきたものですので、それが大きく変えられるような意見というのは、なかなかないのではないかとというふうに考えてございます。

○白川委員

その中でも可能性がないわけではないという部分で、仮にゾーニングを変更する場合の手続についてお聞きしたいのですけれども、見直しをかけるとしたら、どこの部署で見直しして、どのぐらいの時間を要して改めてお示しいただけるのか、その流れについてお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

パブリックコメントをこれから実施する予定でございまして、1月末ぐらいにパブリックコメントが終わるので、その時点で意見を集約しまして、その後、速やかに、もし必要であれば修正をかけて、2月には小樽市総合体育館整備検討委員会を開催しますので、その中で、修正について議論いただいて、了解を得られれば、その2月の検討委員会で修正がかかるということになると考えてございます。

○白川委員

もう少し詳しく聞きたかったのですが、そのスケジュール感でいったら、次の議会までに示していただくことというのは可能なのですか。

○（教育）近藤主幹

議会の皆様の御意見というのは、今回この案という形でお示しして皆様の意見をいただいている形になります。この後、パブリックコメントの修正を経て、2月には検討委員会を開催する。それで、2月に同じく教育委員会も開催されますので、計画としてはそこで策定にも至りますので、次の議会では、我々としましては、できた計画を皆様に御報告するというようなスケジュールで今、考えてございます。

○白川委員

そうすると、変更によって仮に完成というか、全部の工期が後ろにずれ込むということはないという認識でよろしいですか。

○（教育）近藤主幹

変更は、先ほど申しましたとおり、必要であれば速やかに行うということになりますので、スケジュール自体には変更は生じないと考えてございます。

○白川委員

もう1個、詳しく聞きたい部分があったのですが、仮に完成が後ろに延びる場合もないわけではないかと思うのですけれども、そうなった場合に起債の影響はあつたりするものなのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

起債の影響は、具体的には、後ろに延びれば、起債も15年とか20年、30年といろいろな償還の種類があるのですけれども、影響と言え、工期が延びることによって借りる時期がずれますので、それだけ完済までの時間が延びていくということかと思えます。

○白川委員

次に、例えば先ほど挙げました、メインアリーナ、サブアリーナを隔てている器具庫、それと先ほど申し上げたプールのレーンの数、そして観覧スペースのゾーニングの変更をやはりしたほうがいいというふうになってしまった場合に、それぞれについて工事費の違いというか、現状との違いはどのくらいの規模感になるかというのは、お示しできるものなのでしょうか。お示しできる感じであれば、お答えいただきたいのですけれども。

○（教育）近藤主幹

現在の概算事業費というのは、どういう部品を使ってという積算で出してはいないのです。今の概算事業費というのは、他市の事例から単価を取ってきて、その平均的な単価を今、想定している体育館の面積に当てはめて出すというような形をしております。結論から言いますと、内部のそういった変更による額の変更というのは、算出することは不可能でございます。

○白川委員

先ほども自民党から売店について質問があったと思うのですけれども、売店の配置が見当たらない部分については、やはり図面上にはのせていないけれども事業者がやりたければいいですよというスタンスだと思うのです。

質問の内容を変えさせてもらって、市民アンケート結果で有効回答数472のうち、売店を望む声が42.8%ありまして、スポーツ関係団体等のアンケート結果でも、有効回答数46のうち67.45%、売店を望む声があったのです。決して望む声は少なくなくて、また、売店は大事な収入源にもつながるのではないかという考えだったのですけれども、これについて、もう一度お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

確かに売店があると非常に便利なのは間違いないので、このアンケート結果は、そのとおりの結果ではあると思います。市民の皆様の意見を反映しているとは思いますが。

ですが、先ほども申し上げましたとおり、売店というのは、サービスにはなるのですけれども、実際に運営する事業者にとっては人件費等の部分で非常に負担になるという意見が多くて、それで、本市の計画としては、それで

もやれるよという事業提案があれば積極的にそこは取り入れたいのですが、我々の側から条件としてそれを示すことは、現時点ではしていないということなのです。

ただ、例えば、市役所の中にも今ありますが、中で物販をやりたいというような人、パン屋などといったものが入ってきて、中の広いスペースで販売するという手もございますので、そういったことも広く考えていきたいというふうに考えてございます。

○白川委員

そこは柔軟に考えていただけるということですね。

ちなみに、自動販売機はありますか。

○（教育）近藤主幹

書いていないですけども、それは当然、置くことになると考えてございます。

○白川委員

冒頭の質問で、私は基本理念を確認させていただいたのですが、そのとおり、新総合体育館というのは、今後、長きにわたって安全と安心をもって市民の方々、市外の方もそうですけれども、様々な方々に利用される施設として誕生しなければいけないのではないかと考えるのです。そのための産みの苦しみという部分もすごい大変だというのは、本当に計り知れないものだというふうに感じています。

これまでたくさんの紆余曲折があつて現在の案に至っているというふうに推察するのですが、現在、関わっている方たちが、完成したときに、この新総合体育館は私が造ったのだと自信を持って言えるような、胸を張って言えるような施設にさせていただきたいというふうに考えているのですが、これについてお考えをお聞かせいただいて、私の最後の質問にします。

○（教育）近藤主幹

胸を張って言えるような施設ということでございます。私は一担当者ですが、まず、これを造るに当たった基本コンセプト、「誰もが集い 未来へ続く 健康拠点」という基本理念を生み出すにも非常に議論して出した基本コンセプトです。

我々としては、この基本コンセプトからぶれないように実現していくということが一番大切だというふうに思っておりますので、この基本コンセプトを実際に実現するということを一番大切に、今後、事業を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎指定管理者制度について

一つ目は、指定管理者制度について伺います。

総務常任委員会では、佐賀県武雄市に視察に行ってきました。特に、武雄市図書館は指定管理者制度を導入し、企画運営しておりました。図書館としてのすばらしさに圧倒されましたし、また、以前、佐賀県伊万里市の市立図書館にも会派で視察しています。こちらの図書館は市直営での運営ということで、それぞれのよさ、特徴を学ばせてもらいました。

今日は、図書館についてではなく、小樽市で導入されている指定管理者制度について伺おうと思います。

まず、基本的に指定管理者制度というものの説明をお願いします。

○（財政）契約管財課長

指定管理者制度についてお答えいたします。公の施設の管理について、平成15年9月に地方自治法が改正され、従来の公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度から、民間事業者を含む地方公共団体が指定する者が管理を代行する制度に変更されたものであります。

○佐々木委員

その制度導入の目的についてもお話を伺います。

○（財政）契約管財課長

指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、施設管理における費用対効果の向上、管理主体の選定手続の透明化を図ることを目的とするものでございます。

○佐々木委員

様々な目的があるということですが、一方、民間事業者側のメリットというのは、どういうものがあるのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

民間事業者側のメリットとしましては、公営施設を管理運営することにより、法人としての信頼、信用を得ることができることや、運営していく上で様々なノウハウを吸収できること、投資の少ない事業展開、自治体から指定管理料が支払われることによる資金面での利点などが挙げられます。

○佐々木委員

双方にメリットがあるというお話だと思います。

一方、以前から管理委託、業務委託という制度もあるようですが、そことの違いの説明をお願いいたします。

○（財政）契約管財課長

管理委託、業務委託との違いですが、まず、受託主体について、管理委託は公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定され、業務委託は特段限定がございません。指定管理者制度は、法人、その他の団体が主体となるものでございます。

次に、法的性格ですが、管理委託は公法上の契約関係、つまり条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託であり、業務委託は司法上の契約関係、つまり契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託でございます。指定管理者制度は管理代行、つまり行政処分的一种である指定により、公の施設の管理権限を指定管理者に委任するものでございます。

次に、公の施設の管理権限ですが、管理委託及び業務委託は設置者たる地方公共団体が有しておりますが、指定管理者制度は指定管理者が有してございます。

○佐々木委員

同様に、今、新総合体育館などでも検討されているPFI事業との違いについても説明いただけますか。

○（財政）富樫主幹

PFI事業では、民間事業者が資金調達して施設を整備することが指定管理者制度との顕著な違いであるというふうに考えてございます。

これに対して、指定管理者制度につきましては、ただいま契約管財課長からも答弁いたしましたけれども、市が所有する利用料金徴収を伴う公共施設について、民間事業者を利用料金の収受あるいは施設の使用許可など、民間ノウハウの活用により施設を包括的に管理、運営する手法でございまして、これはPPP手法の一つとして位置づ

けられているものとございます。

○佐々木委員

それぞれの特徴があるということだと思うのですが、先ほどから話に出ていましたけれども、例えば、武雄市図書館にはカフェチェーン店が入り、聞きますと目的外使用料を市に払っているとのことでした。

武雄市では、どのような仕組みでこのようなことを行っているのか、御説明いただけますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

武雄市図書館の仕組みについて直接確認したところ、図書館内は、市の図書館部分とカフェ、本の販売やCD、DVDレンタルをする事業者が入居する部分に分けられておりますが、市の図書館部分につきましては、指定管理者制度を導入しており、カフェと本の販売、CD、DVDレンタルの事業者が入居する部分は、市教委が目的外使用許可をし、使用料を徴収しているとのことでした。

○佐々木委員

視察のときに、もっときちんと聞いてくればよかったと思いました。

現在、小樽市での指定管理者制度の導入状況はどうなっていますか。

○（財政）契約管財課長

指定管理者制度の導入状況ですが、本年4月1日現在では22施設で指定管理者制度を導入してございます。

○佐々木委員

22施設の導入状況で、その導入の結果、先ほど目的のところで話がありました、住民サービスの向上の例についてお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

住民サービスの向上例ですが、例えば、小樽市民会館では、地元の文化団体と連携した自主事業が多く展開されており、また、総合体育館では、サッカー教室やバスケットボール教室、キックボクシング教室、ヨガ教室、ピラティス教室、フラダンス教室などの自主事業が開催されるなど、多様化する住民ニーズに対応したサービスの向上が図られているものと考えております。

○佐々木委員

それから、もう一つの目的でありました経費の削減です。導入前と導入後の比較について、分かる範囲で資料等で示していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

指定管理者制度導入前後の経費の比較ですが、一例を挙げますと、鯉御殿については、導入前の平成15年度が約880万円、導入後の平成20年度が約560万円で約320万円の減。市営住宅集会所については、導入前の平成15年度が約1億1,600万円、平成20年度が約9,800万円で約1,800万円の減など、市直當時と比較検証し、管理経費が削減されたことで、財政上の効果を確認させていただいております。

○佐々木委員

大きな効果が上がっていると、それは22か所のところでもそのような効果が上がっているということであれば、本当に影響は大きいと思うのですが、その一方で、以前から私たちの会派で話しております、官製ワーキングプアが心配されます。

発注者である市として、指定管理者制度の下で雇用されている人たちの勤務状況把握と官製ワーキングプアが生じないための考えを伺っておきます。

○（財政）契約管財課長

官製ワーキングプアが生じないための考え方につきましては、指定管理者募集要綱に係る法令の遵守について掲載しており、各指定管理者は、民間事業における実績などを基に各施設の管理に必要な経費を算定し、その中で人

件費などについても適正に積算されているものと考えております。

また、提出された事業計画書の内容についても精査してございますので、官製ワーキングプアは生じないものと認識しております。

○佐々木委員

指定期間が通常数年と伺っていますし、一般には、期間の終了前に指定管理者の業績評価というのが行われているとのことなのですが、本市の業績評価というのはどのように行われているのか。

また、その評価基準というのはどのような内容なのか、お聞かせください。

○（財政）契約管財課長

指定管理者の業績評価についての御質問ですが、指定管理者からは、毎年度終了後に事業報告書及び自己評価報告書の提出があり、各所管課では事業報告書を精査し、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費等の収支状況など管理の実態を把握するとともに、必要に応じて調査、指導を行っております。

また、提出された自己評価報告書を精査することで、事業計画の達成度や利用者の満足度について検証し、次年度以降の業務内容に反映させるなど、住民サービス向上や利用者の増加に努めているところでございます。

○佐々木委員

今までいろいろとお聞きしてきましたけれども、小樽市で導入している指定管理者制度は、当初の目的を果たしているとお考えになっておられますか。

○（財政）契約管財課長

現状の指定管理者制度ですが、住民サービスの向上や経費の縮減が図られていることから、一定程度、当初の目的を果たしているものと考えております。

○佐々木委員

最後ですけれども、今後の市としての指定管理者制度の導入の方針について、例えば今後も導入を進めていくのか、そうであれば、こういった方向性で進めていくのかというところのお考えもお聞きます。

○（財政）契約管財課長

今後の方針ですが、指定管理者制度が未導入の施設については、施設の組織や業務形態、さらに施設の老朽化や受け手がいないことなど、クリアしなければならない課題があるものと認識しておりますが、公共施設の再編と状況に応じて費用対効果を考慮しながら、各部においてさらなる導入検討を継続していきたいと考えております。

○佐々木委員

今後も指定管理者制度の適正な活用により、住民サービス向上に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎小・中学校での暑さ対策について

2点目は、小・中学校での暑さ対策について伺います。

まずは、小・中学校への来夏までのエアコン設置をいち早く決断していただいたこと、市や市教委の皆さんに感謝いたします。子供たちの安全・安心な教育環境実現のためにも、これからよろしくお願いいたします。もう少しお話を伺わせていただきます。

まず、松井委員の代表質問での御答弁の中に、一番の課題は必要とする大量の冷房設備機器と設備工事に当たる人員の確保でしたが、これはクリアして、整備のめどが立ったとの御答弁がございました。多分、全道的に機材購入や設置工事が集中することで、機材や人件費の高騰などが影響し、少し心配なのは設置が遅れてしまう可能性というのはないのかどうかということなのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

業界団体等への確認におきまして、業界団体等からは、早期の発注であれば冷房設備機器や人員の確保が可能で

あり、来年の夏までに工事が完了できると伺ったものでございます。

○佐々木委員

そういう意味でも、小樽市がいち早く手を挙げて進めたということには意義があるなというふうに思います。

同じく、ほかの代表質問の答弁で、エアコンにかかる電気料金は市教委が一括で支払うということでしたけれども、年間の電気料金の推計はどの程度になるのでしょうか。

また、機材のメンテナンス等の維持費、修理費も市教委でお支払いいただけるということによかったでしょうか。

○（教育）施設管理課長

エアコン整備におけます影響が見込まれる金額につきましては、大まかな試算でございますが、小学校で約1,950万円、中学校で約900万円、合計で約2,850万円と試算してございます。

また、機材のメンテナンス等の維持費や修繕費につきましては、空調設備の暖房と同様に市教委が支払うこととしてございます。

○佐々木委員

一方、市内小・中学校の来年度の夏季休業日数について、冷房設備の整備にかかる工期などを踏まえて、現在、夏季休業日の期間について校長会と協議を行っているという御答弁がございました。

まず、前提でお聞きするのですけれども、小樽市内小・中学校の休業日は誰が定めるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

市町村が設置する学校の休業日につきましては、学校教育法施行令により設置者が定めることとなっておりまして、本市の小・中学校におきましては、小樽市教育委員会が、小樽市立学校管理規則により休業日を定めてございます。

○佐々木委員

そして、小樽市では、夏季、冬季休業日については、どのように定められているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

本市における夏季、冬季休業日につきましては、小樽市立学校管理規則第32条第1項第5号におきまして、夏季休業日を7月20日から8月31日までの間において25日、同第6号におきまして、冬季休業日を12月20日から翌年2月10日までの間において25日とするともに、同じく第32条第2項におきまして、休業日の期日及び期間は、校長が定め、教育委員会に報告しなければならないということ、同第3項において、校長は、夏季、冬季休業日の総日数の範囲内で、それぞれの休業日の日数を変更することができることとしてございます。

○佐々木委員

日数は定められているのですが、変更することができるということになっていると聞かせていただきました。

道内市町村でも、相次いで夏季休業日の変更等について決定していると報道もされていますけれども、本市は、いつ頃に決定する予定なのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

年内には方向性などを決めてまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

年内に決めていただけるということです。遅ければいろいろなところに影響が出てきてしまうと思いますので、年内ということでよろしくお願ひしたいと思います。

校長が定める期日、期間を現状から変更して、例えば夏季休業日を長くして冬季休業日を短くするとした場合、学校での教育活動、例えば授業進度、部活動や行事、進路指導などに影響が出てきます。よって、今のいろいろな変更はあって年内ということですが、学校の意向をよくお聞きして判断していただきたいとお願ひしておきます。

また、冬季休業が短くなった場合、通学路の除排雪が始業日までに間に合うのかというような心配もあるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

通学路の除排雪につきましては、これまでも始業式前までに雪対策の担当課と連携して実施しておりましたので、本年度も同様に実施していきたいと考えております。

○佐々木委員

除排雪をよろしくお願いします。

それから、普通教室や特別支援学級にエアコンが設置されたとしても、熱中症のおそれなくなるわけではありません。体育館やグラウンドでの授業、それから諸活動もあります。また、特別教室には設置されるというふうにはなっておりません。実技の学習等、エアコンがない中で、例えば美術の時間に木を彫り続けるというのものなかなか過酷なものがあります。

そういう教育活動が様々ありますので、エアコンを設置したとしてもそれ以外の何らかの工夫というものも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

委員が御指摘のとおり、工夫は必要であるとは考えてございます。特に暑さの厳しい状況の中においては、体育の授業をほかの教科に振り替えることですか、理科の実験など特別教室で行う授業の内容を工夫して入れ替えるなどの工夫が重要となってくるとは思いますけれども、冷房設備を設置すれば、今夏の対応と比べて学校の負担はかなり少なくなるものと考えてございます。

○佐々木委員

おっしゃるとおりで、負担は軽くなるというふうに思います。

もう一つお願いなのですが、考えなければならないのは、夏季休業日を設定して子供が家庭にいても、冷房設備がない状況で1人で家にいるような状況というのは、やはり心配される保護者の方も多いというふうにお聞きしています。本来は、家庭にいるのは保護者の責任なのですが、市教委として熱中症についての学習、また、家にいて具合が悪くなった際の指導などについても念入りをお願いしておきたいと思います。

もう一つ、お願いです。まずは、子供たちの健康が第一ということで、こういうことをいろいろしていただきましたが、子供たちを支える教職員のいる職員室や事務室、校長室または用務員室や配膳室等についても、ぜひ対策をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

子供たちの健康を第一に考えるということはもちろんなのですが、教職員に対する対策といたしましては、普通教室以外の箇所につきまして、様々な教育活動で活用できるよう、各学校の実情に合わせて移動が可能なスポットクーラーを整備する手順を進めているところです。

○佐々木委員

進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎小・中学校での感染症流行について

小・中学校での感染症流行について伺います。

このところ、新型コロナウイルス感染症に続きインフルエンザが大流行です。とりわけ小・中学校において学級や学年閉鎖が続いています。2学期中からこうした状況になるというのは、私の経験でもあまり記憶にありません。

そこでお聞きしますが、現在、市内小・中学校で心配される新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ以外の感染症というのはあるのかどうか、まずお聞きします。

○（教育）学校教育支援室南主幹

アデノウイルス感染症や咽頭結膜熱といったものが考えられます。

○佐々木委員

今、最後におっしゃった咽頭結膜熱というのは俗に言うプール熱で、これについてもはやっているのだとお伺いしておりました。

今日はインフルエンザのことについて伺いたいのですけれども、特に小・中学校の児童・生徒のインフルエンザの罹患状況について、非常に罹患者が急増している状況で、新聞でも先週まで毎日のように報道されていました。

そこで、小・中学校における学級閉鎖数の推移について、グラフで表してもらったものを資料要求して出してもらいましたが、まず、この資料についての概略等について、説明をお願いしますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

それでは、市内小・中学校学級閉鎖数の推移の表を御覧ください。

この表は、インフルエンザが流行し始めた11月7日から12月16日までの学級閉鎖数を日にちごとに棒グラフで示した表となっております。

御覧のとおり、11月初旬から中旬にかけて急激に学級閉鎖数が増えており、11月21日から23日にかけてピークを迎え、21日と22日は小学校が22学級、中学校が5学級で合計27学級が閉鎖となり、最大は23日で、小学校が21学級、中学校が7学級で、合計28学級が閉鎖となっております。

11月下旬にかけて一度収束を見せるも、また12月初旬に再び増加し、12月16日にかけては減少傾向を見せております。

例年、インフルエンザが流行するのは年明けのことが多いのですが、今年は11月からという早い段階から流行し始めたことから、今後も予断を許さない状況が続くと考えられております。

○佐々木委員

この出していただきましたグラフで、今のような分析というか概略をお聞かせいただきましたけれども、私もこれを見て計算したのですけれども、この期間のトータルで小学校308学級、中学校は92学級で計400学級が閉鎖になっているという総計のようです。

今おっしゃっていただいたように、まだ予断を許さない。今週に入ってから、まだ学級閉鎖の報道はないので少し安心しているのですが、聞いたところによると、今、高校生で非常にはやっているようになってきているというお話も聞きました。まだまだ、この後、対策を取らねばならないことがあるかと思うのです。

ちなみに、学級、学年閉鎖、また、さらに学校閉鎖等の基準というものはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

学級閉鎖は、学級において感染による欠席率が在籍者数の20%を超えた場合、もしくは欠席率が明らかに急増し、今後20%を超えるということが予想されるときは、15%程度を超えた場合に学校医の助言を受けて、その閉鎖期間を含めて学校長が判断して決定します。

学級閉鎖と学年閉鎖は、いずれも学校医に感染状況を説明した上で学校医の助言を受け、学校長が判断して決定しています。

○佐々木委員

学校医の助言を受けて学校長が判断するということなのですね。

影響についてお聞きしたいのですけれども、これまで学校における学習活動、授業や行事などへの影響というのは出ていないのかどうか。また、その対応について把握していることがあればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

学校における学習活動への影響ということにつきましては、基本的には、各学校、各学年の余剰時数で対応して

いるとのことでございます。しかしながら、複数回閉鎖とした場合に、当該学年につきまして、冬季休業期間中に登校日を設け授業を行うということを検討している学校もあると承知してございます。学校行事については、大きな変更をしたという報告はございませんが、予定していた公開研究会を延期したという学校は何校かございました。

○佐々木委員

大きな影響が出ないで、このまま過ぎてくれればと思います。

新型コロナウイルス感染症に続くインフルエンザの流行で、子供たちへの心身への負担が心配されます。子供たちの心のケアも大事だというふうに思います。長期の欠席による不規則な生活が続いたことが不登校に結びついてしまう例もあると聞いています。

本市においてはどうでしょうか。また、そうした際の対応は、一般的なお話として、どうすればよいかというところをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

本市における不登校児童・生徒のうち、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザによる長期の欠席が不登校に結びついたかは把握できておりませんが、不登校の原因として、生活のリズムの乱れなどが主たる要因である児童・生徒が一定数いることは把握しております。

一般的に、不登校児童・生徒への心のケアについては、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続している理由に応じて、一人一人に寄り添って適切な支援や働きかけを行うとともに、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や協力を継続することが大切であると考えております。

○佐々木委員

心のケアは、意外と見落とされると思うのですけれども、ぜひそうした連携でやっていただけるようお願いいたします。

一方で、聞くのは、教員や支援員の方が、子供と直接、接する職員の罹患状況も非常に厳しいというお話もありました。聞くところでは、休んだ教員の授業の補欠に行く教員が足りないと、管理職も含めて相当な負担を強いられているとのことです。授業の進度等にも影響してくる、関係してくると思うので、こうしたことについての何らかの対応策というのは考えられませんか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

教員が2人、3人とインフルエンザ等により休んでしまいますと、委員の御指摘のとおり、学校の運営というのは厳しくなるものと思いますが、ここに新たに職員を配置するというのは、現実的にはなかなか難しいものと考えております。

各学校におきましては、やはり児童・生徒はもとより、教職員一人一人が、まずは基本的な感染症対策を徹底して自身の健康管理に努めることが重要であると考えておりまして、厳しい新型コロナウイルス感染症を乗り越えてきておりますので、この経験を十分に生かすとともに、やはり管理職も含めてチームで協力し合いながら対応していくことが大切であると考えてございます。

○佐々木委員

なかなか難しい状況で、学校の教職員も大変なところにいるということは分かりますが、よろしく御支援していただければと思います。

先ほどのグラフに二つの波が来ておりましたが、三つ目の波も来ないとは限らない。冬休みが間にあるので、例年だと冬休みの間に挟まっていると収まるというのが通常のパターンだと思うのですけれども、なかなか分かりませんし、今は塾の冬期講習等も続いていくので予断が許されないというふうに思います。3学期もこの状況が続くような可能性もなきにしもあらずです。中学校3年生の受験から卒業式等の行事も、特に心配されます。

3学期に向けて、市教委や保健所との連携も必要かというふうに思いますけれども、感染症の予防対策、考えられていることがあればお話しください。

○（教育）学校教育支援室長

市教委としましては、感染症対策として、保健所と市内の感染状況に関する情報を共有し、スピード感を持って各学校に情報発信するとともに、コロナ禍においても注意喚起していた、小まめな手の洗いや手指の消毒、換気の徹底や必要に応じてのマスクの着用、それから、罹患しても症状が緩和される効果が見込まれるワクチン接種の励行などについて、繰り返して児童・生徒に指導するよう、今後も各学校に指導を継続してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

札幌市では、聞くところによると小・中学生対象にした発熱外来を設置してというふうなお話も聞きました。本当に必要であれば、そういう対応も必要になるのかとは思いますが、まずは、今お話ししていただいたことをしっかりと進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎新総合体育館のPPP／PFIについて

初めに、新総合体育館のPPP／PFIについて伺います。

小樽市PPP／PFI手法優先的検討委員会に基づいて、小樽市PPP／PFI導入検討委員会を設置して検討を行った結果、PPP／PFI導入を決定したということですが、小樽市PPP／PFI手法導入優先的検討指針が策定された経緯と指針の目的を説明してください。

○（財政）富樫主幹

まず、策定の経緯でございますけれども、令和3年6月にPPP／PFI手法に関する国の指針が改定されまして、PPP／PFI優先的検討規程を定めることを求められる団体については、人口20万人以上の都市から人口10万人以上の都市となり、令和5年度末までに規定を策定するように要請があったところでございます。

本市におきましても、総合体育館あるいは本庁舎の建て替えというのが想定されていることを受けまして、令和4年12月に小樽市PPP／PFI手法優先的検討指針を策定したものでございます。

策定の目的でございますけれども、本市におきましては、公共施設等の老朽化が進んでおり、更新時期も集中しております。今後、行政サービスの水準を維持しながら、地域特性や環境変化に対応しつつ公共施設等の整備が求められるという認識でおります。

民間資金なり民間活力を利用した施設整備や維持管理に導入することを積極的に検討することで、効果的、効率的な公共施設の整備、そして、質の高いサービスの提供が実現するものというふうに考えてございます。

○松井委員

国の指針に基づく、国からの要請があったということですが、それでは、なぜ国はPPP／PFIを優先するようというふうに言うのでしょうか。

○（財政）富樫主幹

国が言うには、地方自治体におきましては、厳しい財政状況あるいは人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応する必要があるというところでございます。民間の資金であったり経営能力、あるいは技術的能力といったものを活用することにより、国や自治体が直接実施する従来の公設公営方式よりもコストを削減し、より質の高い公共サービスの提供が期待できるということから、国はPPP／PFIを優先的に検討するようにという要請を出しているものと考えてございます。

○松井委員

より質の高いサービス、従来型でも高いサービスは受けられると思うのですが、経済界が強く国に要望して進めていることなのだろうというふうには思います。

小樽市PPP／PFI導入検討委員会の委員は、どういう方でしょうか。

それと、検討委員会は、いつからいつの間に、何回行われて、検討はどんな流れで開催されたのか説明してください。

○（財政）富樫主幹

まず、小樽市PPP／PFI導入検討委員会設置要綱に基づきまして、委員長は財政部長、副委員長は総務部長、委員につきましては、関係部であります財政部、生活環境部、建設部、教育部の部長・次長級、課長級で構成されております。

検討期間につきましては、令和5年4月から、教育部においてまず検討を開始したところございまして、本年6月8日には、検討委員会の開催に先立って、次長課長級の委員を対象にPPP／PFIの導入検討及び導入手続等について周知、検討したところございます。

本年7月18日には、第1回検討委員会といたしまして、PPP／PFI手法の簡易検討を実施し、詳細な検討への移行を決定したものでございます。

そして、本年8月30日には第2回検討委員会を開催し、詳細な検討に向けた評価手法の検討や検討資料の確認及び質疑応答などを行ったところございます。

本年9月22日には第3回検討委員会を開催いたしまして、PPP／PFI手法の詳細検討、いわゆる導入可能性調査を実施いたしまして、PPP／PFI手法の導入を決定したところございます。

当初、3回目の委員会をもってPPP／PFIの検討を終了する予定でございましたけれども、事業手法、事業期間、事業範囲、あるいは官民のリスク分担といったものにつきましては、今定例会でも議員の皆様から御質問をいただいているとおり、引き続き検討を要するという認識でございまして、現在も検討を続けているところでございます。

○松井委員

庁内関係部署の責任者の方が委員となって検討委員会が行われたということで、7月、8月、9月の2か月ぐらいの間に今のところ3回行われてきたというお話を伺いました。

それで導入を決定しているわけですが、例えば、地元の設計業者ですとか建設事業協会といった庁外の専門関係者の方の意見を聴く委員会のようなものはあるのでしょうか。

○（財政）富樫主幹

委員会的なものは開催してございませんけれども、特に影響がある建設業界を対象にいたしまして、6月12日には、小樽建設事業協会の理事を対象にPPP／PFIに関する説明会を開催したところございます。その際にPPP／PFIの概要であったり、地場企業、地元企業の参画要件について説明し、意見交換を行っているところございます。

本年10月10日には、同じく小樽建設事業協会の会員企業に対しまして、本市におけるPPP／PFI手法の優先

的検討の進捗状況について説明を行っておりますほか、個別の企業者、事業者からのお問合せもいただいております。これにも適宜対応してきているものでございます。

○松井委員

小樽建設事業協会とかいろいろ、説明はしているというお話です。ただ、検討委員会は2か月の間に3回行われたと、それで導入を決定したというのは、少し早計ではないかという印象を受けます。

それで、2019年第3回定例会で、市長が、新体育館の整備に当たっては国庫補助金制度や有利な起債の活用が可能であることから、現時点ではPPP／PFI手法の導入を行わない案としておりますというふうに答弁されているのです。

これはどういうことで、ここから変わったのでしょうか。

○（財政）富樫主幹

ただいま松井委員からの御質問にございましたのは、令和元年第3回定例会の一般質問におきまして、立憲・市民連合の高橋龍議員が、令和2年5月に策定する小樽市公共施設再編計画の素案に関する御質問だったというふうに認識してございます。

この時点で総合体育館につきましては、旧緑小学校の跡地で整備すると。市民要望があります新・市民プールの併設、あるいは新・市民プールそれぞれ単独の整備というのがまだ想定されている状況でございました。仮に、新・市民プールを新総合体育館に併設した場合に関する御質問として、当時、市長は、その時点ではPPP／PFI手法の検討に関する規定がなく、財源に一定のめどがついているとの認識から、現時点ではPPP／PFI手法の導入を行わない案としていと御答弁したものでございます。

先ほども御説明したとおりでございますが、その後、令和3年6月にPPP／PFI手法に関する国の指針が改定されまして、優先的検討規程を定めることを求められる団体として人口10万人以上の都市となったことを踏まえまして、令和4年2月に小樽市の新総合体育館長寿命化計画を策定したときに、PPP／PFIなど民間ノウハウの活用を図る旨、計画に記載しているところでございまして、その後、令和4年12月に優先的検討規程を策定したという時系列になってございます。

○松井委員

次にお聞きしたいのはアンケートについてですけれども、私の代表質問の準備の途中で幾つかアンケートに関する訂正がありました。

それで、削減率、利用料金収入を比較する前提条件は、令和5年度に実施した大手ゼネコン等26社へのアンケートを基に回答があった平均値で算出という報告が出ています。何社から回答があったのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

アンケートの回答についてなのですけれども、対象が26社ということで、回答については有効回答数が23社でございました。

ただ、有効回答が23社でも、全ての会社が全ての質問には回答しておりませんので、そういった意味では、先ほど質問にありました建設費の削減率については、さらに23社のうち8社が回答しておりましたので、その平均値を使っております。

また、利用料の増減につきましては、23社のうち7社から回答がありましたので、その平均値を使っております。

○松井委員

23社の有効回答で、平均値は8社ないし7社ということです。

アンケートの内容というのは公表されるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

実際に取ったアンケートの内容につきましては、中にはいろいろな企業情報が入っているということ、それから、

もう一つは、今後の入札に関わる情報もある可能性もあるということで、公表は難しいというふうに考えてございます。

○松井委員

詳細な情報、個人情報、企業の情報とかはあると思うのですけれども、例えば大手ゼネコンA社、B社ですとか、具体的な名前とかは伏せた状態で、全体が分かるような出し方というのはできないのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

先ほど申し上げましたとおり、企業の名前を消しても、その中には、ほかにも入札に関係するのではないかと思いますので、その辺は、情報公開担当などと相談しながら慎重に考えたいと思っております。

○松井委員

では、入札にも関わるので慎重にということで、入札の後には公表されるかもしれないということですね。

次に、アンケートは令和5年度に実施したということですが、いつからいつまで行われていましたでしょうか。

○（教育）近藤主幹

アンケート期間は、令和5年7月24日から令和5年8月4日ですから12日間かけて実施しております。

○松井委員

7月24日から8月4日、12日間というかなり短い期間で行われたアンケートなのだというふうに思いました。短い期間で寄せられたアンケートですけれども、果たして正確な数字がそこにのせられているものなのかというのが、今、疑問に思うのです。

そもそも大手ゼネコンの平均というふうになっています。大手ゼネコンの平均というのが妥当なのか、最初から大手ゼネコンというふうに想定しているということなののでしょうか。

○（教育）近藤主幹

今回のアンケートの目的が、先ほど言ったように、建設事業費をどのぐらいPFIでやった場合に圧縮できるのか、もしくは管理運営費をPFIでやった場合にどのぐらい圧縮できるのかといったことで、全て経験がある企業でなければ回答ができない内容になってございます。

そういった意味で、さらにプールや体育館といった建設の経験があるところでなければ正確な数字は答えられないと考えましたので、そういった経験のあるところに絞り込んで調査した結果、結果としては大手の建設会社になったということでございます。

○松井委員

経験のあるところということで、大手ゼネコンという数字が出てくるということです。

代表質問をしたときに、心配なことや必要なことは、要求水準書に盛り込んで実施してもらうから大丈夫だという御答弁がありました。この要求水準書というのは、どういうものなのでしょうか。

○（財政）富樫主幹

PPP／PFI事業におきまして、地方公共団体が求める業務内容の要求水準を記載している書類のことでございまして、地方公共団体の意図を民間事業者に明確に伝え、その上で民間事業者の創意工夫を最大限に引き出すということを目的にしているものでございます。

○松井委員

要求水準書にいろいろ盛り込んでいくと、どうしても事業者にとっては、だんだん自由度が低くなってしまふ。そうすると、今度は利益が上がらないということになって、事業者が撤退するというリスクが増えるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）富樫主幹

要求水準書に事業者の自由度を妨げるように様々な項目を設けてしまうと提案の自由度が下がるという御質問の

とおриかと思えます。そのような中でも、民間事業者が収益を確保するような提案をしてきていただけるものというのを想定しているものでございます。

今定例会の本会議でも、松井委員の御質問に対して市長から御答弁いたしましたとおり、入札説明書の作成段階において、民間事業者から質問を受け付けること、あるいは対話を行う場面を設けながら適切なリスク分担を設定するなど、検討過程において民間事業者と協議することにより、事業期間中の撤退リスクを軽減したいというふうに考えてございます。

○松井委員

撤退リスクは軽減していくというお話ですけれども、小樽市新総合体育館基本構想では、従来手法では令和9年度の完成予定というふうになっていました。それと比べると、2年くらい先に延びるということになりますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、基本構想で完成は令和9年度末ということにはなっていたのですが、従来手法ですと、その後に準備期間というのを設けないといけないことになりますので、実際の開業は令和10年度の中ほどというふうに基本構想では表現しておりました。

さらに、当時、基本構想では、建設期間が今、その頃よりも長くなるという傾向になっています。建設業界への労働規制の適用がありますので、若干延びるということに今なっていますので、その当時は約2年で建設期間を見ていたのですけれども、現在は26か月かかるというような事業者の意見がありますので、令和10年度中ほどに従来手法ではオープン予定でしたが、それが現実的には、今は令和10年度末ぐらいになるのではないかとこのように想定しています。

一方で、今、PFIで進めるスケジュールでは、令和11年度初頭の開業を目指しているということで、令和10年度の末と11年度の初頭ということで、ほぼその期間は差がなくなっているということになってございます。

○松井委員

今のお話では、あまり差はないのだということによろしいでしょうか。延びるのだというふうに思っていたものですから、早期に市民プールを建設するために長年運動されていた市民の声もあり、さらに待たせることになるのかというふうに懸念しておりました。それでも当初よりは少し延びてしまうということになると思うのです。

令和4年第1回定例会で、公共施設の再編に関する調査特別委員会が終了しました。最終本会議で付託されていた陳情の採択が行われましたけれども、その結果、全会一致で採択になったと記憶しています。

その陳情の内容について説明していただきたいのと、また、全会一致で間違いなかったかというのを確認したいと思えます。

○（教育）近藤主幹

令和4年第1回定例会における陳情についてですが、このときは二つ陳情がございまして、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についてということで、内容につきましては、体育館新設に当たっては、プールを併設するとともに使い勝手のよいものにすることといった趣旨でございました。こちらは、全会一致で令和4年3月17日に採択されております。

もう一つは、陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてでございまして、趣旨としましては、新市民水泳プールの建設は、建設場所、時期、規模を明示の上、早期に建設することといった趣旨でございまして、こちらにつきましても、令和4年3月17日、全会一致で採択されてございます。

○松井委員

プールを早期に建設してほしいということで、全会一致で陳情が採択されたという確認がされました。

度重なる議会意見があったと思うのです。それを尊重していただいて、早期に市のプールが利用できるように努

めていただきたいというふうにも思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○（教育）近藤主幹

プールの開館、建設につきましては、昨年度も市民説明会に多くのプールの関係者の方がいらっしやいまして、たくさんの意見をいただきました。パブコメでも早期建設を望む意見というのは非常に大きかったので、私どもも、それは非常に重く受け止めてございます。

そういった意味では、今、スケジュールを示しておりますけれども、さらにスケジュールの圧縮を含めて今後、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○松井委員

スケジュールの圧縮というお返事をいただきました、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、PPP／PFIですけれども、優先的検討するようにと国からの指針があるということです、やはり評価できるメリットを探すというところに重きが置かれるのかと。デメリットに目を向ける意識は、どうしても弱くなるのではないかとというふうに思います。国が優先的に推進するようにと言っていますので、よほどデメリットがないとPPP／PFI手法を選択する仕組みになるのではないかとというふうに思うのですけれども、どうなのでしょう。

○（財政）富樫主幹

まず、PPP／PFIを導入するに当たりましては、多くの事業者の参画が見込まれるかといった、いわゆる市場性があるかということをもまず検討する必要があるというところでございます。多くの事業者が参加していく上で、官民のリスク分担につきましては、デメリットなども考慮の上、適切な設定をする必要があるというところでございます。

また、先ほどの答弁の繰り返しとなって恐縮ではございますけれども、優先的検討規程の流れで答弁した内容のとおりでございまして、いわゆるPPP／PFI導入検討委員会は、第3回で終了する予定ではおりましたけれども、事業期間や事業手法、事業範囲、リスク分担といったものの検討は引き続き必要だということで、現在も検討を続けているというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○松井委員

代表質問でも申し上げましたが、法改正が繰り返されて、昨年の法改正では、PFI事業の途中でサービス内容の変更が容易にできるようになったということです。事業者が、途中で縮小や変更が容易にできるということで、必要なことは要求水準書に盛り込むという御答弁あったのですけれども、要求水準書に盛り込まれた事項について変更はできないという縛りはできるものなのでしょうか。

○（財政）富樫主幹

要求水準書の作成に当たりましては、当初から完成度の高い要求水準書案の作成を目指して検討してまいりますけれども、公表したら要求書を変更しないというのではなく、むしろ、先ほどの御答弁にもございましたけれども、民間事業者との対話を通じて内容を改善していくべきものだというふうに考えてございます。

ただ、要求水準書につきましては市が作成するものでございますから、市民サービスの根幹に関わる事項につきましては、変更するということは全く想定していないというところでございます。

○松井委員

そして、民間が一括運営ということになると、正しい運営の状況が公表されないで、議会や市民のチェックが届かなくなるのではないだろうかという心配があり、透明性が果たして保てるものなのだろうかということをお聞きしたいと思います。

○（財政）富樫主幹

総合体育館につきましては、仮にPPP／PFI手法を導入したといたしましても、現時点で指定管理者制度を

導入している施設でございまして、運営に関しましては、いわゆるPFI法とはまた別な指定管理者制度の下に行われるというところでございます。

既に、指定管理者に対して包括的な運営委託をしているところでございますので、先ほど立憲・市民連合の佐々木委員に対する契約管財課長の答弁のとおりでございますが、現在も毎年、指定管理者からは事業報告書あるいは自己評価報告書を提出いただいております、事業担当部局で内容のチェックをしているところでございます。

こういったことから、引き続き適切なモニタリングを行うことにより、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松井委員

透明性の確保に努めるということですが、PPP/PFI事業は、やはり不安定要素がたくさんあるように思うのです。長期にわたって安定的に行われなければならない市の公共の施設ですので、事業転換、事業展開を企業に任せてしまうというのではなくて、自治体の責任で事業を進めるべきだと思います。

小樽市で初めてのPPP/PFI事業ですので、しかも長期にわたる事業ということで、ぜひ慎重に検討を進めていくべきだと思います。そして、地場業者が参入できる機会の保障をしていくことが重要だというふうに考えています。

◎職員の労働環境について

次に、代表質問で職員の労働環境について伺いましたけれども、その中で男性の育児休業取得について伺いたいと思います。

政府は、男性の育児休業取得が当たり前になる社会を実現するためには、公務員が率先して育休取得に取り組むことが大変重要だということで、男性の育休取得の政府目標を引き上げました。私も、公務員が率先してというのは、もうそのとおりだと思います。労働環境の堅約は、ぜひ公務員に果たしていただきたいと思っています。

それで、本市の男性育休取得目標については、引上げを検討しているという御答弁でしたけれども、その目標は、いつ頃に定まる予定でしょうか。

○（総務）職員課長

目標の引上げの時期というお尋ねかと思いましたが、現在の育児休業取得率の目標値というのが、令和6年度の目標値ということになっておりますので、できれば令和6年度当初まで、遅くとも令和6年度の早い時期までには、目標値を掲げた特定事業主行動計画等を改定するという形で、目標を引き上げるという方向で検討したいというふうに考えてございます。

○松井委員

令和6年度の早い時期ということでした。

昨年の小樽市の取得率は28.2%でした。本年度はまだ途中でありますが、本年度の取得率は現段階ではどのくらいか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

本年度の現時点でのということでございまして、昨日の時点で、私ども職員課で把握できている、子供が生まれ育休取得が可能となった男性の職員数と実際に取得した男性職員数ということで試算してみただけですが、それでやりますとちょうど50%ということになっておりまして、現時点で50%ぐらいが取得している状況でございます。

○松井委員

昨年28.2%でしたので、50%はすごく高くなっていると思いました。

北見市の男性職員育休取得が、15日付の北海道新聞道東版に報道されていたのですが、本年度の取得が12月1日現在で70%というふうに報道されておりました。随分高いというふうに思うのですが、2021年度はゼ

ロ%、22年度が18.2%で、今の段階で70%ということで、他市でも取得の向上に向けていろいろと取組が行われているのだというのが分かります。

代表質問では、帯広市の取組を私は紹介させていただいたのですが、やはり、休業中の人員をどう配置するかが一番の課題になると思うのです。会計年度任用職員ではない育休任期付の臨時的な職員を帯広市では雇っているという事例がありますが、臨時職員を雇うというような体制が必要ではないかと思えますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

育児休業を取得した職員の代わりの職員をどういうふうにするかということのお尋ねでございまして、今お話があった帯広市というのは、いわゆる任期付職員というのを使っているというふう聞いておりますけれども、これは、条例でそれを別の条例で定める必要があるのです。現状、本市では任期付職員に関する条例というのを持っていないということと、帯広市では任期付職員を活用しているということなのではございますけれども、会計年度任用職員と比べて育児休業取得の代替としてそれを使ったときに、取得率の向上に果たしてどの程度効果があるのか、その辺の検討もする必要はあると思っております。

当面は、基本的には育児休業の代替ということでは、会計年度任用職員の対応ということになるかと思うのですが、育児休業を取得する職員の代替の制度として可能なもの、あるいは効果的と思われるものについては、いろいろ今御紹介いただきましたけれども、取得率の高いということで実績が出ているほかの自治体の取組というのを研究していきたいというふうに考えてございます。

○松井委員

他市の例をもう一つ紹介したいのですが、福岡県北九州市では、子供が生まれる男性職員を対象に、子供が生まれてからの働き方、そして暮らし方を考えるパパスイッチ研修～パパのためのワーク・ライフ・バランス講座～というのを実施しているそうです。受講した方からは、家事や育児に対する知識のなさを実感したとか、育休は取れたらいいと思っていたけれども、取らなければという思いに至ったという感想が寄せられています。

育休制度の周知や機運醸成の観点からも、そのような研修があればいいのではないかと思います。そういうことは何か考えていますでしょうか。

○（総務）職員課長

育休に関する研修をというふうなお話でございましたけれども、育児休業ということに関しては、まず昨年の秋からの制度の拡充ということがありまして、そのことを本市としまして、職員向けの子育てハンドブックというのを改訂しまして制度の周知に努めてまいりましたことがありまして、昨年度の後半から、特に本市の男性職員の取得者というのが大きく増えてきておりまして、これが昨年度の取得率なり、先ほど申し上げた今年度の取得率が上がっているということにつながっているのかというふうに思っております。

現時点で、こういう育児休業に関する研修というのは具体的には考えてはいないというところではあるのですが、御紹介いただいたようなほかの自治体の取組というのを参考にしながら、育児休業を取得する本人はもちろんなのですが、やはり、管理職などの周囲の職員の理解というのは非常に重要だというふうに思うのです。ですので、そういった広い対象を含めた研修の実施ということも含めまして、制度のさらなる周知ですとか、機運醸成ということにどういう取組、さらなる効果的なものがあるのかということについては、引き続き検討しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○松井委員

いろいろ検討していきたいということで、よろしくお願いします。

それで、男性が育休を取るというのは、女性の家事、育児、子育ての負担を軽減するためもありますけれども、そういうことではなく、新しい家庭をつくる大事な時間になります。どれくらい必要として関わっていけるかとい

う、後々にも影響する男性にとっても大事な期間となりますので、その保障をぜひしていただけるようお願いしたいと思います。

◎学校給食について

次に、学校給食費について伺いたいと思います。

代表質問で、通年での無償化を求めて質問いたしました。2億8,500万円の財源が必要なので慎重な検討が必要であるという答弁でした。

このたび、高校生までのこどもの医療費助成の拡充、それから、放課後児童クラブ利用料の無償化、そして、保育料、この間、市長は子育て世代の負担軽減に意欲的に取り組んできました。評価しています。子育てするなら小樽市と子育て世代に選ばれるまちのチェック項目が増えていっているというふうに思います。あとは、ぜひ給食費の無償化にもチェックがつくようになればというふうに思っています。

昨日の予算特別委員会の高野委員の質問で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューの配分が2億7,740万円を見込んでいるというお話がありました。この四つの支援事業のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援が学校給食に充てることができる支援であるということが示されました。

今は物価高騰が本当に深刻です。特に年度替わりを控えていますので、値段が上がるから制服やジャージなどを早めに買ったほうがいいですと学校から保護者に連絡があったという話も聞きます。本来、無償である義務教育に多くのお金がかかっています。特に新しいものを準備しなければならない4月は、家庭にとっては大きな負担になります。

通年での無償化が本当に望ましいのですが、今回の推奨事業交付金をぜひ使って、せめて4月から7月の4か月の間の学校給食費の助成を行うべきです。いかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

昨日の高野委員への御答弁の繰り返しとなりますが、給食費の無償化には多額の経費がかかりますので難しいものと考えますが、今後どのようなことが可能なのか、検討していく必要はあると考えております。

○松井委員

令和4年度と令和5年度も、臨時交付金で4か月ずつやっていただいたのです。今回はなぜできないですか。臨時交付金を使って2億7,740万円のうちの全部とは言わないのですが、4か月は何とかするべきではないかと思うのですが、もう一度、御答弁をお願いします。

○（教育）学校給食センター所長

交付金のメニューが示されたのが最近でございます。繰り返しになりますが、そういったものがどのようなことが可能なのか、検討していく必要があるというふうに考えてございます。

○松井委員

では、ぜひ本当に、積極的に考えていただきたいというふうに切に思います。

◎小規模特認校について

次に、小規模特認校について伺います。

忍路中央小学校・忍路中学校併置校を小規模特認校にしてはどうかと質問しました。昨年度からオープンキャンパスを始めたばかりなので当面は現状を維持したいという答弁がありました。

初めに、オープンキャンパスとはどういうものか説明してください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

忍路中央小学校と忍路中学校は、後志管内唯一の小中併置校として9年間を見通した教育活動を展開しているところですが、昨年度から、特色ある教育活動を広く周知することで、本市及び隣接する余市町からの転入を促すことを目的としたオープンキャンパスを開催しております。

今年度については、10月30日から11月10日の期間で実施しており、忍路中央小学校、忍路中学校の教育活動の子供や保護者に見学していただいております。

○松井委員

オープンキャンパスの対象は、どういう児童・生徒でしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

オープンキャンパスの案内につきましては、市内小学校の全学年と中学校1年生、2年生、市内の保育所、幼稚園、認定こども園に通っていて、次年度小学校へ入学する幼児のほかに、余市町の小学校6年生と中学校1年生、2年生全員にオープンキャンパスの日時等を記載したチラシを配布しております。

○松井委員

もう一つ、指定校変更についてもお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

指定校変更の制度につきましては、市内の小・中学校に入学するときに、市教委が住所地により就学すべき学校を指定しておりますが、その指定校の変更を希望する場合は、市教委に変更申請書を提出していただき、相当と認める理由により許可されたときは、指定校以外の学校に変更することができる制度となっております。

○松井委員

今、オープンキャンパスも行われているということなのですから、先ほど10月から11月の間の見学者がいてというお話もありました。ただ、小樽市らしい、せっかく自然豊かな環境がある地域です。人口減少が今、加速しているわけです。今、テレワークも進み、自然豊かな子育て環境を求めて移住してくる子育て世代が増えています。せっかく忍路に自然豊かな環境を生かして取り組んでいる併置校があるものですから、もっと積極的に小樽市らしさをアピールできるチャンスを捉えていくべきではないかということで、私は、忍路の併置校を、多様な子供が通える受皿として、小樽市で初めてのモデル校になりますけれども、小規模特認校を研究、調査、住民との相談をしていただきたいと思います。

オープンキャンパスでは、対象がやはり限られてくると思うので、不登校だった生徒が学校に通えるようになったとオープンキャンパスでは聞きましたけれども、もっと広くオープンな形で、そういう制度を積極的に進める研究をしていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○（教育）学校教育支援室長

忍路中央小学校と忍路中学校につきましては、保護者や地域の皆様にも御理解をいただいた上で、昨年度から併置校とすることと始めたところでございます。

また、オープンキャンパスにつきましても同様に、昨年度から実施したばかりでございます。

まずは、当面の間、この状況の様子を見てまいりたいと考えておりますので、御理解していただければと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時46分

再開 午後6時04分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第22号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について及び陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を主張し、討論を行います。

議案第22号です。ウクライナやガザなどで核兵器の使用と威嚇の危険が高まっています。今こそ、この世界に核兵器は要らないと言うべきときです。唯一の戦争被爆国である日本は、橋渡しと言いながら、核兵器禁止条約に参加せず、核兵器廃絶に真剣に向き合おうとしない態度を取り続けています。日本政府が核兵器廃絶の先頭に立てないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こし、日本政府に働きかける必要があります。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。小樽港の軍事利用、核兵器持込みを許さないためにも、また、核兵器廃絶の運動を前に進めるためにも、本条例案の制定が求められます。

陳情第5号です。憲法で無償と定められている義務教育ですが、実際は子育て家庭には大きな教育負担がかかっています。その一つの負担が学校給食費です。物価高騰により、子育て世代の経済状況はさらに大変なものになっています。全ての子供たちが給食費の心配なく給食を食べられるようにすることは、地域の子供の将来に責任を持つ自治体の役目ではないでしょうか。

市長は子育て世代の負担軽減を掲げています。時限的な支援も行われてきていますが、通年での無償化が必要と考えます。

陳情第2号です。自然に恵まれた特色を生かした取組を行っている塩谷小学校は、小樽市にとって貴重です。また、地域におけるコミュニティーの核としても重要な存在であり、地域住民が存続を願っています。塩谷小学校の存続は必要と考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○佐々木委員

陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方について、継続審査を主張し、討論します。

給食費の無償化については、私たちの会派としても実現に向け働きかけを続けているところです。これまでのように、短期間の給食費への補助や無償化は、国の事業等を活用し、来年からでもぜひ実施していただくようお願いするものです。

ただ、市教委の答弁にあるように、通年での給食費の無償化については、現状の児童・生徒数や物価高騰分を含めて試算すると約2億8,500万円の財源を要するとのこと。市の独自財源での通年無償化は、市の答弁にもあったように難しいものです。そこで、市も北海道都市教育委員会連絡協議会を通じ、無償化の財源措置について国に要望しているところとお聞きしました。

よって、私たちの会派としては、学校給食費の無償化を求めつつも、国の動向を見極めるために、継続審査といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第22号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。